

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成27年7月1日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成27年7月1日(水曜日)

午前10時0分開議
午後0時8分休憩
午後1時10分開議
午後2時40分閉会

本日の会議に付した事件

平成27年度主要事業及び新規事業説明

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算（第2号）

議案第7号 熊本県工場等設置奨励条例及
び熊本県税特別措置条例の一部を改正
する条例の制定についてのうち

議案第12号 熊本県鳥獣の保護及び管理並
びに狩猟の適正化に関する法律等に基
づく標識の寸法を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県消費者行政活性化基金
条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

報告第1号 平成26年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についての
うち

報告第4号 平成26年度熊本県電気事業会
計建設改良費繰越額の使用に関する計
画の報告について

報告第5号 平成26年度熊本県電気事業会
計事故繰越額の使用に関する計画の報
告について

請第1号 「多重債務者生活再生支援事
業」の継続を求める請願

請第3号 「青少年健全育成基本法」制定
について国への意見書提出を求める請
願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①水俣病対策の状況について

②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく
水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立
地の点検・調査結果（平成26年度）に
ついて

③ダイオキシン類対策特別措置法に基
づく調査測定等（平成26年度）の結果に
ついて

④熊本県中小企業振興基本条例に基づく
取組みについて

⑤平成27年度緊急雇用創出基金事業の取
組みについて

⑥インドネシアでの知事トップセールス
について

⑦荒瀬ダム撤去について

⑧労使紛争申立状況について

出席委員（7人）

委員長	田代国広
副委員長	氷室雄一郎
委員	西岡勝成
委員	村上寅美
委員	鎌田聡
委員	坂田孝志
委員	松村秀逸
委員	中村亮彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	田代裕信
政策審議監	宮尾千加子
環境局長	坂本孝広
県民生活局長	中園三千代
環境政策課長	家入淳
首席審議員兼	
水俣病保健課長	田中義人
首席審議員兼	

水俣病審査課長 藤 本 聡
 水俣病審査課政策監 山 口 喜久雄
 環境立県推進課長 佐 藤 美智子
 環境保全課長 川 越 吉 廣
 自然保護課長 川 上 信 久
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 岡 田 浩
 くらしの安全推進課長 開 田 哲 生
 消費生活課長 前 野 弘
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
 人権同和政策課長 中 富 恭 男
 商工観光労働部
 部長 高 口 義 幸
 総括審議員兼
 政策審議監兼商工政策課長 奥 藺 惣 幸
 商工労働局長 伊 藤 英 典
 新産業振興局長 渡 辺 純 一
 観光交流経済局長 小 原 雅 晶
 商工振興金融課長 原 山 明 博
 労働雇用課長 松 岡 正 之
 産業人材育成課長 石 貫 秀 一
 産業支援課長 古 森 美津代
 エネルギー政策課長 村 井 浩 一
 企業立地課長 寺 野 慎 吾
 首席審議員兼
 観光課長 満 原 裕 治
 国際課長 磯 田 淳
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
 企業局
 局長 五 嶋 道 也
 次長兼総務経営課長 福 島 裕
 工務課長 武 田 裕 之
 労働委員会事務局
 局長 白 濱 良 一
 審査調整課長 平 井 貴

事務局職員出席者
 議事課主幹 黒 岩 雅 樹
 政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時59分

○田代国広委員長 おはようございます。開会に当たりまして、最初の審議でございますので、一言御挨拶をさせていただきます。

今後1年間、氷室副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

また、環境生活部長、商工観光労働部長、企業局長、労働委員会事務局長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、一言御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、氷室副委員長から御挨拶をお願いします。

午前10時0分開議

○氷室雄一郎副委員長 おはようございます。1年間田代委員長を補佐し、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 ただいまから、第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありますので、これを認めることといたしました。

本日は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いします。

また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料中の役付職員名簿により、紹介にかえたいと思います。

それでは、田代環境生活部長から順にお願い

いします。

（田代環境生活部長、宮尾政策審議監～平井審査調整課長の順に自己紹介）

○田代国広委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今回付託された請第1号並びに請第3号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第1号についての説明者を入室させてください。

（請第1号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方へ申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、御説明をお願いします。

（請第1号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第1号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、請第3号についての説明者を入室させてください。

（請第3号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方へ申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、御説明をお願いします。

（請第3号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第3号の説明者退室）

○田代国広委員長 それでは、平成27年度主要事業及び新規事業説明に入りますが、議事次第のとおり、環境生活部と商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の説明を分けて行います。

また、執行部の説明は、着座のまま簡潔に

行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、田代環境生活部長。

○田代環境生活部長 説明に先立ちまして、昨日からの大雨への県の対応状況について、執行部を代表しまして、報告をさせていただきます。

現在、県内全域で大雨洪水警報が発表されておりまして、一部市町村におきましては、土砂災害警戒情報も発表されております。

県におきましては、本日4時20分に災害警戒本部を設置しまして、被害情報の収集等に努めているところでございます。

今後、新たな情報がございましたら、必要に応じ、当委員会にも報告させていただきます。

それでは、環境生活部の概要について御説明申し上げます。

平成27年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお開きください。

初めに、組織機構でございます。

当部は、政策審議監、環境局長、県民生活局長のもと、本庁11課、出先機関2機関という構成で、職員数は合わせて192名でございます。

2ページ目以降は、当部の役付職員の名簿及び事務分掌となっております。

別冊の平成27年度主要事業及び新規事業の1ページでございます。

平成27年度当初予算でございますけれども、一般会計は、合計で180億9,600万円余となっております。

主な施策等について御説明いたします。

まず、水銀フリー社会の実現につきましては、本年度、県民や市町村、事業者に対します周知啓発や水銀含有廃棄物の回収システムの構築などを率先して進めてまいります。

水俣病対策につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づきます患者認定業務につきましては、国の不服審査会の裁決内容と国の臨時水俣病認定審査会の審査結果を見きわめ、いつでも県の認定審査を再開できるよう、必要な準備を行っております。また、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々等に対する福祉サービスの充実に努めてまいります。

環境局関係では、県議会の議決対象案件となります5年間の熊本県環境基本計画を改定することとしております。

また、環境教育の推進につきましては、本年中の開業を目指しております南関町における産業廃棄物管理型最終処分場、エコあくもとを県北の環境教育の拠点としまして、県全体の拠点でございます水俣の環境センターとともに環境教育の充実を図ります。

地球温暖化対策につきましては、環境に配慮した生活や事業活動を行います「くまもとらしいエコライフ」が県民運動として広がるよう、県内各地での普及啓発等を進めます。

有明海、八代海の再生につきましては、国の取り組みを促進しながら、関係県、関係部局との連携や再生推進フォーラムの開催などを進めます。

地下水保全対策につきましては、水の国くまもとづくりとして、くまもと地下水財団等との協働によります対策、あるいは熊本の水の魅力を県内外に発信する取り組みを進めてまいります。

また、地下水硝酸性窒素対策につきましては、水質調査を拡充し、熊本県地下水と土を育む農業推進に関する計画に掲げられました取り組みの効果を把握、検証することで、地下水汚染の防止を図ってまいります。

野生鳥獣の保護管理対策につきましては、第11次の事業計画に基づき有害鳥獣の適正な管理を行うとともに、イノシシ、鹿などによる農林業被害の軽減を図るため、捕獲に係る

市町村への補助等を引き続き実施してまいります。

また、自然公園施設の整備につきましては、外国人を含めた観光客の増加にも対応し、歩道等の安全対策、公衆トイレの洋式化、案内板の多言語表示などを進めてまいります。

廃棄物対策につきましては、リサイクル製品の認証制度を構築するとともに、平成24年7月の九州北部豪雨のような大規模災害への対応も含めました廃棄物処理計画の策定に取り組んでまいります。

県民生活局関係では、安全安心なまちづくりにつきましては、地域防犯リーダーの育成とともに、自治会等が行う防犯カメラ設置への支援などに引き続き取り組んでまいります。

また、交通安全対策につきましては、ことし4月に施行しました自転車の安全で適正な利用に関する条例の周知啓発に努めてまいります。

さらに、グローバルな人材を育成するため、昨年度に続きまして、県内の小中学生などを台湾・高雄市に派遣して交流を行います。

消費者行政につきましては、問題案件の増加に対応しまして、市町村や警察署などと連携し、それぞれの地域において、消費者被害の防止、早期救済が図られますよう支援するとともに、消費者教育を進めてまいります。

また、多重債務対策につきましても、債権整理から生活再建までの一貫した支援に引き続き取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第4次男女共同参画計画の策定に取り組むとともに、経済・労働分野における女性の活躍推進に向けた取り組みを、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、経済界などと連携して推進してまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、新たに、精神的暴力であるモラルハラスメントに対する県民の認知度や関心を高め、その根絶を目指すための広報啓発に取り組んでまいります。

次に、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額を計上しておりまして、94億3,500万円余となっております。

以上が平成27年度の主な施策等の内容でございます。

環境生活部の予算総額は、一般会計、特別会計合わせまして、275億3,200万円余となっております。

次に、環境生活部関係の議案の概要でございます。

今回御提案申し上げております議案は、予算関係1議案、条例関係2議案、報告1議案でございます。

もう一つ別冊の経済環境常任委員会説明資料の1ページでございます。

まず、平成27年度6月補正予算でございますけれども、総額1,300万円余の増額補正をお願いしております。

これは、国からの交付金を受けました消費者行政推進費を増額するものでございます。

条例等議案では、鳥獣の保護、管理等に關します条例の一部改正、それと消費者行政活性化基金条例の一部改正条例の制定を提案しております。

また、報告議案、平成26年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書としまして、公共関係推進事業費など10事業の平成26年度から平成27年度への繰り越しを上げております。

このほか、報告事項としまして、3件御報告させていただきます。

以上が概要でございます。内容につきましては、関係課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○家入環境政策課長 環境政策課でございます。

平成27年度主要事業及び新規事業の資料の2ページをお願いいたします。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進、チッソ金融支援についてでございます。

説明欄の1に経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債、設備県債、一時金県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われてきました。

しかし、チッソの借入金が増え、経営的にも厳しくなったため、平成9年度以降、中長期的な観点からの検討が行われ、平成12年2月に、現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

説明欄の2に、その抜本的支援策の概要を記載しております。

ポイントといたしましては、それまでの患者県債方式を廃止し、(1)にあります、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行うよう、所要の支払い猶予等を行う、また、(2)にあります、県が県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等相当額を国庫補助金と特別な県債で手当てする、そして、この特別な県債につきましては、その元利償還金を100%地方交付税で措置するというものです。

なお、チッソ金融支援に関し、万一不測の事態が発生した場合には、閣議了解に基づき、国において万全の措置を講ずる、すなわち県には財政負担はかけないこととされております。特別会計の予算額は、94億3,588万

6,000円です。

3ページをお願いいたします。

チッソへの貸し付けについては、特別会計を設けて資金管理を行っております。平成27年度の予算措置額は、予算額欄の一番下にございますが、歳出合計欄のとおり94億3,588万6,000円です。

次に、4ページをお願いいたします。

平成26年度末のチッソ関連の県債の償還状況ですが、一番右の合計欄の一番下にありますとおり、償還予定額は、元利合わせて555億円余です。

5ページをお願いいたします。

平成26年度末のチッソに対する貸し付けの状況です。

一番右の合計欄の一番下にありますとおり、償還予定額は、平成22年の一時金支払い貸し付けの償還期間の延長に伴います利子の増加分等も含め、元利合わせて2,284億円余となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

水銀フリー社会の実現に向けた取り組みの推進についてでございます。

これは、平成25年10月に、本県で開催された水銀に関する水俣条約外交会議において水俣条約が採択されたことを受け、水俣条約の早期発効及び水銀フリー社会の実現に向けて先導的に取り組むものでございます。

環境生活部においては、水俣病保健課及び廃棄物対策課においても関連の事業を計上しております。

環境政策課では、主に2つの事業に取り組み、予算額は1,367万円余を計上しております。

1つ目は、水銀フリーに関する情報発信及び水銀の買取・保管です。

代替製品や適正な廃棄方法等に関する情報の発信及び県の率先行動としまして、今年度県内で回収する量に相当する水銀を県で買い取り、保管を行うものです。

2つ目は、連携大学院における水銀専門家の育成支援です。

これは、県立大学と国立水俣病総合研究センター、国水研と申しますが、の連携大学院におきまして、水銀研究を行う留学生に対し、奨学金を給付するというものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、同じ資料の7ページのほうをお願い申し上げます。

まず、水俣病保健課の事業は、全て継続事業でございます。

1の医療対策の推進といたしまして、被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、水俣病被害者手帳などを交付いたしまして、医療費の自己負担分等を給付いたしております。

次に、2の水俣病関連情報の発信及び福祉の充実でございます。

まず、1の水俣病関連情報発信事業は、県が行うものでございまして、水俣病に关しますパネル展の海外での実施など、国内外で情報発信を行うものでございます。

2の情報発信支援事業は、地元水俣市などが行う事業に対しまして補助を行うものでございます。

3の胎児性患者の地域生活支援事業は、通院の付き添いなど、患者の方々の日々の暮らしを支える事業への補助でございます。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、津奈木町が行います交流センターの整備などに対して補助を行うものでございます。

保健課は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

8ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、資料の説明欄にありま

すように、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定業務を行っております。米印にありますように、5月末現在の認定申請件数は1,082件となっております。このうち、国の臨時水俣病認定審査会での審査を求めている方は31件となっております。

次に、1の水俣病認定業務の推進についてですが、公健法に基づく認定申請をされている方に対して、(1)に記載のとおり、審査の前提となる疫学調査や検診を行い、その後、(2)のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による処分、すなわち水俣病の認定、または棄却の処分を行うという流れになります。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業ですが、これは、水俣市、芦北町などの指定地域に5年以上の居住歴があるなどの一定の要件を満たした方に、知事の処分があるまでの間、医療費等を支給する事業を行っております。対象者は、6月1日現在で248人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業ですが、これは、地域に最新の医療を提供できるようにするため、熊本大学と水俣・芦北地域等の基幹病院をネットワークで結び、基幹病院での診療カルテや画像を熊本大学でも見るようにし、より専門的な指導、助言などを行うことができるようにするという事業であります。

9ページをお願いいたします。

訴訟対応として、公健法に基づく知事の処分に対して、不服がある場合の申し立てや訴訟についての対応を行っております。

現在、水俣病関係の訴訟が8件、知事への異議申し立てが7件、国への審査請求が12件となっております。

なお、水俣病の対策の状況につきましては、後ほど報告事項のところで御説明させていただきます。

審査課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の10ページをお願いします。

まず、1の環境施策の総合的推進でございますが、現行計画の期間が、平成23年度から今年度までとなっておりますので、本年度は、来年度以降の第5次環境基本計画を策定することとしております。

次に、2の地球温暖化対策の推進でございます。

1のくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、熊本らしいライフスタイルの普及、定着を図るため、くまもとらしいエコライフ宣言のウェブサイト改修や活動推進員の研修、家庭の省エネアドバイザー派遣を行っております。また、九州7県で広域的に取り組んでいる九州版炭素マイレージ制度の推進や環境フェアの開催を予定しております。

2の地球温暖化対策推進事業は、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を中心に、地球温暖化防止活動推進員を通じた地域における普及促進や条例に基づきます温暖化対策計画書制度の運用を行ってまいります。

3の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業は、国の交付金により造成しました19億円の基金を活用し、市町村等の防災拠点や避難施設への再生可能エネルギー等の導入に対する補助を行うものです。

資料の11ページをお願いします。

3のバイオマス利活用の推進でございます。

バイオマスが豊富である本県の特徴から、バイオマス利活用による資源循環型社会の構築を図るため、研究会開催、アドバイザー派遣、バイオディーゼル燃料、いわゆるBDF分析支援やバイオディーゼル燃料の公用車による率先利用を行っております。また、市町村等が実施しますバイオマス活用による地域

環境課題解決の取り組みに対する補助やセミナーの開催を予定しております。

次に、4の「水の国くまもとづくり」の推進でございます。

地下水の恵みを将来にわたって県民が享受できるように、1の水の国くまもと推進事業では、モニターツアーや高校生フォーラムの開催など、県内外に水の国くまもとの情報を発信してまいります。その他、阿蘇地域における地下水保全対策のため、関係市町村と検討を進めていくこととしております。

2の地下水保全条例円滑施行事業ですが、条例改正によりまして、平成24年10月から、地下水採取の許可制を導入しております。ことし9月にその経過措置期限を迎えるため、個別指導などにより申請促進に努めているところでございます。

資料の12ページをお願いします。

3の熊本地域地下水保全協働推進事業は、平成24年に設立されました公益財団法人くまもと地下水財団に対する負担金等でございます。

4の水環境教育推進事業は、幼児から小中学生まで年代に応じた環境教育を推進するものです。

次に、5の有明海・八代海の再生でございます。

県計画や議会からの提言に基づき、国や関係県と連携しながら、海域環境の保全、改善及び漁業の振興を全庁的に推進しております。

当課は、全体の取りまとめの立場として、引き続き、連携推進事業で、国、関係県との連携調整に当たるとともに、普及啓発事業に取り組んでまいります。

資料の13ページをお願いします。

最後に、6の環境教育・学習の推進でございます。

1の地域環境教育促進事業は、環境センターへの環境教育連絡調整専門員の配置や、エ

コアくまもとを中心に県北の環境教育の充実を図ってまいります。

2の環境センター運営事業は、県の環境学習の拠点施設として、平成5年8月に開設しました環境センターにおいて、県下の全小学5年生を対象とした水俣に学ぶ肥後っ子推進事業など、環境教育を推進していく事業でございます。

以上が当課の主な事業でございます。よろしく申し上げます。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

今年度の主要事業の主なものについて御説明いたします。

1の大気質の保全対策の推進でございますが、大気汚染防止法等に基づくばい煙などの規制事務を行うとともに、36カ所の大気測定局と移動測定車を活用して、大気環境の常時監視を行うものでございます。この監視結果から、光化学スモッグ注意報等の発令も行っております。県民へのスムーズな情報提供を図るため、本年度も4月13日に情報伝達訓練を実施したところでございます。

また、本年3月には、熊本市が観測局を増設、移設しましたことにより、熊本市を一体として対応するために発令区域の見直しを行っております。

それから、PM2.5でございますが、一昨年の3月から運用を開始した注意喚起の情報は、これまでに10回発信しております。あわせて、平成25年度からは、PM2.5の成分分析などの調査研究にも取り組んでいるところでございます。

今後も、引き続きしっかりと観測を行うとともに、県民へのきめ細やかな情報提供を行ってまいります。

次に、15ページをお願いいたします。

2のダイオキシン類対策の推進ございま

す。

県内を4つのブロックに分けまして、大気、公共用水域等の環境調査を実施しており、今年度は、八代、水俣、球磨地域において実施予定でございます。

なお、平成26年度の結果につきましては、後ほど御報告させていただきます。

16ページをお願いいたします。

アスベスト対策の推進についてでございます。

アスベスト問題につきましては、県民の生命、健康に係る重大な問題であることから、当課が、総合窓口といたしまして、相談対応や石綿救済法に基づく救済給付申請の受け付けを行っております。

2の調査事業等の実施につきましては、大気汚染防止法に基づき、建築物の解体やアスベスト除去作業の届け出指導を初め、保健所や土木部と連携しながら、立入指導や濃度調査を行っております。

次に、17ページをお願いいたします。

3の水質保全対策の推進でございます。

1の水質環境監視事業でございますが、海域や河川等の公共用水域や地下水の水質保全のため、水質汚濁防止法、地下水保全条例等に基づき、保健所と連携し、事業場の監視、排水などの水質分析や必要な指導を行っているものでございます。

2の硝酸性窒素対策推進事業、これは昨年度からの事業でございますが、安全で豊かな熊本の地下水を将来の世代に引き継ぐため、地下水質の主な汚染原因である硝酸性窒素対策として、将来的に汚染が広がるのか、または削減されていくのかを調査、推定し、必要な対策を効果的に実施できるよう検討するものでございます。

具体的には、硝酸性窒素の地下への浸透メカニズムの調査を熊本大学と連携しながら実施することとしております。

また、本年4月からは、地下水と土を育む

農業推進条例が施行されまして、農業の側から土づくりを通して地下水を守ろうという取り組みを進められております。地下水の調査、硝酸性窒素削減に向けて、連携、共同して取り組んでまいります。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川上自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

まず、自然環境の保全についてでございます。

本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐため、普及啓発、自然環境の保全対策や自然ふれあい指導員等による盗掘の防止、自然観察の指導等により、希少野生動植物の保護を進めてまいります。

説明欄4をお願いいたします。

生物多様性地域戦略策定事業では、県で平成23年度に作成いたしました生物多様性くまもと戦略を、改正された国の生物多様性国家戦略や環境基本計画との整合性を図るため、策定5年目に当たり改定いたします。

21ページをお願いいたします。

自然公園の保護・利用についてでございますが、自然公園法や県立自然公園条例に基づく開発行為等の規制や、ビジターセンターなど県有自然公園施設の整備、管理により、自然公園の保護と利用を促進します。

説明欄4をお願いいたします。

国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業では、東京オリンピック開催を見据えて、平成32年度まで実施される国の交付金事業を活用いたしまして、国立公園内自然公園施設のトイレの洋式化、案内板の多言語表示、老朽施設の撤去等に取り組んでまいります。

次に、22ページをお願いいたします。

野生鳥獣の保護・管理及び狩猟についてで

ございますが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の指定等による野生鳥獣の保護や、農作物や生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲等に努めてまいります。

説明欄2のアライグマ防除体制強化事業では、本県への本格的な侵入が危惧されております特定外来生物アライグマの早期防除と被害防止体制の構築を進めます。

5の指定管理鳥獣捕獲等事業は、2月補正の経済対策分でございますが、県が実施主体となり、集中的、広域的な個体群管理捕獲にパイロット事業として取り組み、捕獲圧の強化に努めてまいります。

自然保護課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

今年度に取り組みます新規事業について御説明をいたします。

まず、項目1の廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進でございますが、説明欄2の廃棄物処理計画策定事業は、廃棄物処理法に基づき策定しております現行の廃棄物処理計画が最終年度を迎えますことから、次期5年間の計画策定を行うものでございます。次期計画には、東日本大震災や熊本広域大水害の教訓を踏まえまして、広域的な災害を想定した災害廃棄物の処理に関する事項を新たに追加する予定でございます。

25ページをお願いいたします。

5の熊本県リサイクル製品等認証制度構築費は、廃棄物を使用して製造するリサイクル商品の安全性や品質を確保するための認証基準を策定し、製品の安全性を確保することで、認証製品の利用促進を図るための制度を構築するものでございます。

続きまして、項目2の廃棄物の適正処理の

推進でございます。

説明欄4のPCB廃棄物掘り起こし調査事業は、平成25年度に実施しましたPCB調査において回答がなかった県内の事業者3,024社に対しまして、PCB廃棄物の保管、使用等がないか個別に確認を行い、PCB廃棄物の早期処理を促進するものでございます。

6の水銀廃棄物回収促進事業は、水銀含有製品を適正かつ効率的に回収、処理できるシステムを構築するとともに、一般廃棄物や事業所内に使用されずに保有されている水銀含有製品の処分を促すことにより、水銀フリー熊本の早期実現を目指すものでございます。

7の最終処分場調整対策事業は、長年の懸案でございました菊池市の産業廃棄物最終処分場問題の解決策といたしまして、会社に対し操業短縮等に係る損失補償を行う菊池市に対しまして、補償総額の2分の1を支援するもので、平成27年度から平成30年度までの4年間にわたりまして、総額約6億円余を支出するものでございます。

続きまして、項目3の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進についてでございます。

現在、南関町に建設中の公共関与管理型最終処分場、エコアくまもとは、本年9月末の完成の後に本年中の開業を目指しております。

説明欄4のエコアくまもと環境教育推進事業は、エコアくまもとや環境センター等で活用する資源循環型社会に関する環境教育プログラム、教材等の作成並びに県北の環境教育の拠点を目指したエコアくまもとにおいて環境学習を実施していくものでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

項目1、総合的な交通安全対策の推進で

は、第9次熊本県交通安全計画に基づきまして、交通安全思想の普及啓発、交通事故相談業務等を推進してまいります。

説明欄1から3の事業を行いますほか、4の自転車安全利用意識啓発事業では、自転車安全利用促進条例に基づきまして、関係機関との連携強化を図り、リーフレット等の作成配布、県民の意識向上のためのフォーラム開催等を行うこととしております。

28ページをお願いいたします。

項目2、安全安心まちづくりの推進では、説明欄1と2の事業におきまして、防犯に関する広報啓発、自主防犯活動団体の育成、防犯カメラの設置に対する支援等を行ってまいります。

また、3の犯罪被害者等支援推進事業では、本年6月運用が開始されました性暴力被害者のためのサポートセンター、ゆあさいどくまもとの周知等に努めてまいります。

29ページをお願いいたします。

項目3、食の安全安心の確保では、第3次熊本県食の安全安心推進計画に基づきまして、県民、関係団体等と連携し、啓発や情報提供等の施策を推進してまいります。

30ページをお願いいたします。

説明欄2の食品検査体制整備事業では、生産から流通の各段階におきまして、関係部局が連携して農薬等の残留検査を行い、その結果を公表してまいります。

3の食品品質表示指導事業では、巡回指導や立ち入り等の調査を行い、違反事例には厳正に対処してまいります。

31ページをお願いいたします。

項目4、総合的な青少年施策の推進では、説明欄1のグローバルジュニアドリーム事業におきまして、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、小中学生等30名を台湾へ派遣し交流を行い、2の少年保護育成条例実施事業におきまして、県条例に基づき、有害環境の調査、携帯電話等へのフィルタリ

ングの普及等を推進してまいります。

くらしの安全推進課は以上でございます。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

消費者行政の充実強化でございます。

1の消費生活相談・啓発事業でございますが、県の消費生活センターの主な活動でございます電話等による相談対応、出前講座等を実施してまいります。

2の地方消費者行政活性化事業でございますが、県内全市町村において整備されております相談窓口の維持、機能充実強化に向けた支援を進めてまいります。

特に、(4)の広域連携、見守りネットワーク、庁内連携という3つの視点から、市町村への支援に重点的に取り組んでいくことといたしております。

資料の33ページをお願いします。

3の消費者のくらしを守る生活再生支援事業でございますが、多重債務者問題に対処するため、債務整理に向けた家計診断から生活再生中の資金貸し付けまでの一貫した支援体制の充実等に努めてまいります。

次に、4の生涯安心！消費者ライフ推進事業でございますが、高齢者等の消費者被害の未然防止や地域における相談体制の充実強化のため、サポーターを養成します。また、市のセンターと警察署との連携を進めてまいります。

5の消費者教育推進事業でございますが、本年2月に策定いたしました消費者教育推進計画に基づき、指導者用のテキスト作成、研修などを実施するものでございます。

消費生活課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

34ページをお願いいたします。

まず、1項目目の協働の推進でございますけれども、地域の課題やニーズが多様化する中で、行政やNPO等のさまざまな主体が役割分担しながら、課題を解決していく必要があります、それらの取り組みを支援する事業です。

そのため、1の県民との協働推進事業については、多様な主体による協働の促進を図るためのNPO法人等の支援、指導等を実施しております。

2の新規事業の地域の絆強化事業につきましては、2月補正の経済対策分を活用した事業で、NPO法人が地域のネットワークの核となり、みずから地域の課題解決に当たるモデル事業等で地域のきずなの強化を図る事業でございます。

2項目目の男女共同参画の推進につきましては、誰もがその個性や能力を充分発揮できる男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に進める事業です。

具体的な事業は、34、35ページに記載しておりますが、1の男女共同参画社会形成促進事業は、第4次計画の策定を進める事業です。

35ページの中段の6の地域女性活躍加速化事業につきましては、産学官が連携して企業等における女性の活躍促進を図るための支援事業です。

最後のくまもと県民交流館における県民の活動支援につきましては、県民が主体的にさまざまな活動をする拠点施設として35万4,000人の県民が利用するパレアの運営する事業でございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の36ページをお願いいたします。主なものを御説明申し上げます。

説明欄2番目でございますけれども、広報・啓発事業では、講演会やイベントの開催、それからマスメディアを活用した広報啓発を行います。

それから、3番の研修・人材育成事業では、地域や事業所等で効果的な研修を実施していただくために指導者育成を行います。

飛びまして、5番の人権啓発活動市町村委託事業でございますが、これは、全額国庫によります地方委託事業を活用しまして、市町村が行う啓発事業を支援してまいります。

6番の地方改善事業費では、国庫補助を受けまして、市町村が設置します隣保館の運営や施設改修に対する補助を行います。

7番の人権問題連携調整費では、市町村や法務局などの行政機関、団体等と連携しまして、啓発活動を効果的に行ってまいります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で環境生活部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑される場合は、ページ数を申し述べてから質疑を行っていただければありがたいです。質疑ありませんか。

○村上寅美委員 22ページの新しいアライグマ防除体制強化事業というのがあるな、新規に。

アライグマ、これは新規ということですが、イノシシ、鹿、カラス、スズメ、こういうのは愛鳥とは言わぬだろう。これの特にイノシシに鹿、これが、今金峰山あたりでも、もう町におりてくるような現状であるわけだね。それなりに防除もやっているらしいけど、とにかく年に2回子持つらしいもんな、これたちは。だから、捕っても捕ってもふえるだけで、もう農業はたまらぬと。

これは金峰山だけじゃないと思うよ。これは、前の松村県議が一生懸命人吉・球磨を言

いよったけど、だから全県下にまたがっつると思うけど、この辺はどの程度まで整理ができてくるかね。できてるといふか、防除ができてくるのか、ちょっと聞きたいけどな。

○川上自然保護課長 イノシシ、鹿についてでございますけれども、イノシシ、鹿両方でございますけれども、国のほうの鳥獣保護法が改正されまして、国のほうでは、イノシシ、鹿等につきまして、半分にするという目標を定めまして、対策に取り組むということでございます。

県といたしましては、関係課が入りまして、鳥獣対策、それから鳥獣の管理、イノシシ、鹿の管理ということで、対策を打っております。なかなか効果が見えないというところではございますが、鹿の場合、将来的に7,000頭にするという目標を定めまして、予算等もお願いしております。市町村の駆除、それから、本年からは、法改正によりまして、県においても駆除ができるということになりました。これも活用いたしまして、ことは、まだパイロット的に数カ所でやるということで、計画等から計画していくようにしておりますけれども、今後は、県の駆除も含めて対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○村上寅美委員 これは、予算は今どれくらい組んでいるの。

○川上自然保護課長 今、鹿のほうで1万7,000頭程度とっております。

○村上寅美委員 予算を聞いている、俺は。

○川上自然保護課 鹿の予算につきましては、県の今度の管理事業で1,017万円の当初予算を組んでおります。

○村上寅美委員 それで、かなりの防除はやっているらしいんだけど、今言うように年に2回も産むものだから、もう捕っても捕ってもふえていくような現状なんだよな。

だから、これは関連するけど、要するに駆除する鉄砲の許可たいね。この辺をちょっと緩和というかふやしてもらって、要するに、とって1万7,000頭というのは目標だから。だから、とるのと産むのと比較した場合に、やっぱり合致するような政策を県としてはとってほしいと思うんだけどね。

○川上自然保護課長 狩猟免許についてでございますけれども、何分こちらのほうも数が大分減ってきておりまして、それから高齢化も進んできております。

そういうことで、県といたしましては、狩猟試験、もうそろそろ始まるのでございますけれども、免許試験、以前の回数よりもふやしまして6回すると。それから、熊本市だけでなく、何カ所かでやるということも含めまして、機会をふやしてやっていこうというふうに考えております。最近では、若い女性の方も狩猟免許を取られる方もぼつぼつ出てきておりまして、非常に期待しているところでございます。

○村上寅美委員 要望しとくけど、ぜひ、今君が言ったように、推進してもらいたいというのと、テストの緩和というか、それがね、書類とかなんとか、えらい厳しいように聞けがな。この辺、私直接体験しとらぬけど、その辺も検討してください。要望でよかです。

○鎌田聡委員 今のに関連して、鹿、イノシシの被害が、農業被害だけじゃなくて、JRに当たってきて、事故までは行ってないですけども、そういった件数はかなりふえてきていると思いますけれども、その辺は把握されてますか。

○川上自然保護課長 JRにおける事故等も、特に肥薩線ではかなり発生いたしております。こちらのほうは、JRのほうで線路沿いに柵をつくられるとか、そういう対策をとられております。このことについては、県といたしましても把握いたしております。

○鎌田聡委員 非常にちょっとそういった危ない状況も、JRが柵をつくられていると思っておりますけれども、いかにやっぱり今の村上委員の話じゃありませんけれども、減らしていくかということ、ハンターをどうふやしていくのかということも必要だと思っておりますし、あと、鹿を撃った後のお金ですたいね。これは幾らですか。1万円なんですかね、鹿1頭。

○川上自然保護課長 県は1,000円でございます。それから、国のほうからの公金が8,000円ございます。それと、市町村が1,000円以上を出すということで、1万円以上ということでお金を差し上げるような形になっております。

○鎌田聡委員 ハンターがだんだん少なくなってきているという状況も、いろいろな要因があると思っておりますけれども、やはりいろいろな事故防止とか農作物の被害防止のためには、やっぱりある程度頑張ってもらわぬといけませんので、そういったところの1頭1万円が妥当なのかどうかということとあわせて、先ほど言った免許の少し緩和というか、あと、そういった周知というか、県民の方に少しでも理解をしていただいて、そういった活動に関心を持ってやっていただくということも大事かと思っておりますので、そういったところもあわせて対策を打っていただきますようお願いしたいと思います。

○西岡勝成委員 きのう、おとといか、ジビエ料理を知事のところに天草の方がお持ちになったというニュースを見たんですけれども、あの方たちの、狩猟する人たちの高齢化の問題とか、先ほどの値段の問題とか、ジビエ料理の普及の問題とか、いろいろそういう要望はなかったんですか、県に対する。ただジビエ料理を持ってきただけ。

○川上自然保護課長 農業のほうで、ジビエ料理対策といいますか、この対策はやっております。特にきのう要望があったというふうには聞いておりませんが、ジビエ料理に対しましても、農業との連携会議の中で協議をやっておりまして、最近是非常に売り先というものが出てきたと。

それから、鳥獣をとってからどういうふう処理をするかというマニュアル、これもできまして、そのマニュアルに基づいて処理された肉につきましては、ジビエとして利用していくというようなこともできるようになっておりますので、ジビエ料理のほうも、ジビエのほうへの肉供給ということに対しても、ある程度の道筋はできてきたのじゃないかというふうに思っております。

○西岡勝成委員 総合的に、要するに先ほどから言われておりますように、ふえてきよるといことは問題なので、その辺を総合的に——ジビエ料理も含めて、狩猟者の年代の問題や量の問題を含めて、ぜひ対策を練ってください。強化してください。

○坂田孝志委員 外来魚対策はどこになるんですかね。どこも触れておられなかったですから。何か対応しておられますか。

○川上自然保護課長 外来魚の対策、特にブラックバスとかの対策についてでございますけれども、外来生物の対策というのは、基本

的に国がするという事になっております。

ただし、最近、市町村、県等も含めて一緒にやろうということになっておまして、熊本市では、江津湖のブラックバス等の外来魚の再放流を禁止するというような条例が昨年できまして、江津湖の場合では、4月から現在まで、約100匹程度、100何十匹程度の捕獲がっております。これは、釣ったものを再リリースしないで、熊本市が設置しているかごの中に入れるというような仕組みです。そのようなことでやっております。

○坂田孝志委員 基本的に国がすると、熊本市はそんなことをやっている、熊本県は何をやっているの。

○川上自然保護課長 熊本県といたしましては、外来魚等、外来生物、特に危険であったり侵略的な外来生物について、駆除等の対策について市町村等と連携して、自然保護関係の団体等と連携して、駆除等の早期発見、それから防除についても一緒になってやっております。

特に、初期段階における駆除等については、現在、スパルティナという川の下流、汽水域に発生する葦ですけれども、この葦等についての駆除について、環境省、それから県、市町村一緒になって、駆除の対策をとるということで協議会等開いてやっております。

○坂田孝志委員 県内の外来魚の実態は調べてありますか。

○川上自然保護課長 外来魚が、どこにどの程度おるかというような実態については、県としては把握はできておりません。

○坂田孝志委員 なら、やっぱりその実態調査からが大事でしょう、国に委ねるんじやな

くて。そして、国も、特定外来生物による被害防止措置に対する措置等について、支援措置の法律がありますね……（「あります」と呼ぶ者あり）そういうのをやっぱり活用して、やっぱりやるべきじゃないでしょうか。これは、在来種を河川やため池などで駆逐してしまっただけで、本当ですよ。そんなことを野方図にしてたらとんでもないことになりますよ。

まずは、調査をして、それに対する対応、こういう中でも一個も外来魚と言葉も出てこないですね。これはやってないことでしょう、平たく言えば。基本的には国がやることですと、熊本市ではこうしてます、熊本県は市町村と何とか連携をとりながらと、実際どんなことをやっているのか全然出てきませんから、いっちょこれは調べてもらうように、よろこびますか。

○田代国広委員長 実態調査をしていただいて、後日報告していただきたいと思っております。

○坂田孝志委員 すぐには出んどばってんですな。いつか抱えてですたい。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松村秀逸委員 今、イノシシの問題はよく出ているんですけども、タヌキの農産物の被害等の状況はいかがでしょうか。私の住んでいるところは西里なんですけど、こちらのほうでタヌキのスイカ等の大分被害が出ておると聞いておりますが、いかがでしょうか。

○川上自然保護課長 タヌキについても被害が出ているということは承知いたしております。ただ、ちょっとタヌキについての数字、今持ちませんけれども、タヌキについては、市町村のほうで有害鳥獣駆除という形で駆除もされております。

○田代国広委員長 今の件の実態調査については、農水関係のほうでは実態調査をされているかもしれませんが、そちらのほうにお尋ねになれば、正確な情報がわかるかと思えますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○中村亮彦委員 7ページでお尋ねしたいと思います。

水俣病被害者手帳の枠のほうなんです、ここで私の理解が正しいかどうかということ、ちょっと2点数字をお尋ねしたいというふうに思います。

水俣病被害者救済特別措置法、この措置法ができたのは多分6～7年ぐらい前だと思うんですが、ここで一時金の210万円、最低210万円だと思うんですが、これが支給されていると思います。この対象者数と総額、これが数字がもしわかればお尋ねしたいと思います。

それと、2点目が、この3番目の療養手当、これは、私の理解では、病院に月に何回通ったか、その通った回数によって、1万2,900円から1万7,700円が支給されるというふうなことで私は理解をしております。

それで、この療養費等の将来の見込み額、これは幾らぐらいなのかということも数字をお尋ねしたいんです。鹿児島県、それから新潟県、これは省いて、県内だけでも把握があればお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

特措法のことにつきまして幾つかお尋ねをいただきました。

まず、この特措法は、県議会の先生方のお力添えもいただきまして、平成21年の7月に成立をいたしております。それから、22年の5月から、24年の7月末まで申請の受け付け

をさせていただきました。

それから、この特措法の中で、四肢末梢優位、手の先、足の先の感覚が鈍くなる、そういう症状が確認をされた方につきましては、委員のほうからも御指摘がありましたとおり、一時金の210万円、それから、あわせてここに書いております医療費等の給付が行われております。それから、療養手当の額でございますが、これは月に1回以上通院もしくは入院をされた方に支給をしております。

それから、この金額の差異でございますが、一つは年齢の違いでございます。70歳以上か未満かということでの金額の差異がございます。それから、入院をされた場合の入院と通院によって金額の差異がございます。

それから、この療養費の今後の見込みについてでございますが、今のところ、年間のこの予算額、資料の中に書いておりますように、予算が90億円弱の予算をいただいております。

特措法につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、既に判定の手続きも終えておりまして、対象者のほうは確定をいたしておりますので、今後、手帳をお持ちの方につきましては、少しずつ毎年お亡くなりになるということで減少していくと思いますが、当面は、これに近い数字が続いていくものと思われれます。

それから、一時金を支給しました総額につきましてでございますが、763億3,000万円余でございます。

それから、お答えを漏らしてしまいましたが、一時金の対象となられた方の数でございますが、熊本県につきましては1万9,306人でございます。

以上でございます。

○中村亮彦委員 早期解決に向けてしっかり勉強してまいりたいと思います。ありがとう

ございました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、高口商工観光労働部長。

○高口商工観光労働部長 商工観光労働部関係の主要事業及び提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況並びに当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が6月1日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は穏やかな回復基調を続けていると判断されており、個人消費は一部に弱目の動きが見られるものの、引き続き底がたく推移しております。

また、県内の製造業の生産は、自動車関連の生産が堅調に推移しているほか、汎用機械等はフル生産となっているなど、全体として着実に回復しております。

雇用情勢については、有効求人倍率が10カ月連続で1倍を超えるなど、労働需給面、所得面ともに高い水準で推移しております。

このように県内の景気が改善傾向にある中で、商工観光労働部といたしましては、昨年改正されました熊本県中小企業振興基本条例等を踏まえ、引き続き中小企業等の資金繰り支援など、県内中小・小規模事業者への支援を図るとともに、労働者に対するセーフティネットの充実に努めてまいります。

また、国、地方挙げて進めている地方創生に向けた動きを踏まえながら、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、平成27年度の当部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたし

ます。

恐縮ですが、お手元の平成27年度組織機構図及び役付職員資料の10ページをお願いいたします。

当部の組織機構につきましては、資料の10ページに記載しておりますが、商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局の3局体制のもと、本庁10課、出先機関5機関で、職員数は、本庁183名、出先機関100名の合計283名となっております。

資料の11ページから17ページまでは、当部の役付職員名簿並びに事務分掌となっております。

続きまして、平成27年度の主要事業及び新規事業につきましては、お手元の平成27年度主要事業及び新規事業資料、これの37ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計合わせまして、327億633万円余となっております。

主な事業の内容について御説明いたします。

商工労働局関係では、中小企業の振興につきまして、創業や事業承継、経営革新による成長発展と経営改善や販売力強化により事業の維持を目指す持続的発展を図るため、これまで以上に小規模企業に焦点を当てた支援に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、若年者の県内就労を促進するため、県内企業の魅力づくりを支援するとともに、県外の学生等にも県内企業の情報を提供するなど、県内における就業機会の提供に取り組んでまいります。

産業人材の育成につきましては、産業界や教育機関等と連携し、県内企業のニーズや技術の高度化に対応した人材育成や若年者の就労観、職業観を育むものづくり学習に引き続き取り組むとともに、小規模事業者の人材育成を強化してまいります。

次に、新産業振興局関係では、小規模事業

者等の経営上の課題解決に向けてサポートする取り組みや、自社技術を活用し、医療・福祉分野への新規参入に取り組む企業を支援してまいります。

エネルギー関係では、究極のクリーンエネルギーと言われる水素を活用した燃料電池自動車及び水素ステーションの普及促進及び関連産業の振興に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、企業の研究開発部門や食品関連企業等の誘致に引き続き取り組むとともに、熊本港、八代港の利便性向上と利用拡大に向けたポートセールスの取り組みを引き続き推進してまいります。

観光経済交流局関係では、観光振興につきましては、世界遺産や日本遺産登録はもとより、2019年の女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国内からのさらなる観光客の誘致を進めるとともに、外国人観光客の受け入れ環境の整備を図り、アジアを中心とした海外からの観光客誘致に取り組んでまいります。

海外との経済交流につきましては、台湾やASEAN諸国を中心に、知事トップセールスや現地大手コンビニ等と連携した本県の認知度向上や県産品の販路拡大、海外事務所やアドバイザー等の活用により、県内企業の海外展開を支援してまいります。

物産等の振興につきましては、農商工連携の推進や県産品の販路拡大に取り組むとともに、グランメッセ熊本の機能強化に取り組んでまいります。

また、くまモンを活用し熊本の多彩な魅力をアピールするくまもとプロモーションを推進し、本県のさらなる認知度の向上に取り組むとともに、海外展開など新たなフロンティアの開拓にも積極的に取り組んでまいります。

次に、提出議案の概要について説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例等議案1議案でございます。

お手元の経済環境常任委員会説明資料の13ページをお願いいたします。

6月補正予算でございますが、一般会計で1億5,647万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容は、燃料電池自動車の普及促進のための事業に関する経費の増額やラグビーワールドカップ2019の推進に要する経費でございます。

条例等議案では、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例について提案いたしております。

このほか、中小企業振興基本条例に基づく取り組みのほか、3件について御報告させていただきます。

なお、主要事業及び提出議案の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○奥菌商工政策課長 説明資料の38ページをお願いいたします。主要事業及び新規事業の横のほうでございます。

商工観光労働部政策調整事業でございますが、部内の主要施策を実施するために調査研究を行うもので、800万円を計上しております。

商工政策課は以上でございます。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

同じ資料の39ページをお願いいたします。

まず、1の商工会・商工会議所・商工会連合会補助でございますが、これは、商工会、商工会議所等に対し、人件費、事業費等の補

助を行うものでございます。

次に、2の組織化指導費補助でございますが、これは、中小企業団体中央会に対して、人件費、事業費等の補助を行うものでございます。

次に、3の地域力活用ビジネス創出支援事業でございますが、これは、小規模事業者等が取り組む新商品開発などを支援するため、商工会、商工会議所等に補助を行うものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

4の商店街まちづくり推進事業でございますが、これは、中心市街地や地域商店街の商業活性化の取り組みなどに対し、事業概要の(1)から(4)にございますような各種補助事業により支援を行うものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

下段の5、熊本まちなかリーダー育成事業でございますが、これは、商店街が商業機能や社会的機能を継続的に発揮できるよう、次世代を担うリーダーを育成するものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

6の中小企業金融総合支援事業でございますが、これは、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、融資制度を運用するものでございます。今年度の新規融資枠として205億円を確保いたしております。

次に、下段の7、小規模事業者等経営力強化支援事業(持続的発展)でございますが、これは、小規模事業者の持続的発展に向け、商工団体の支援等各種事業を実施するとともに、関連する融資制度を運用するものでございます。

43ページをお願いいたします。

このうち、(2)の経営発達支援計画策定支援事業は、小規模支援法に基づきまして、経営発達支援計画を策定する商工会などを支援するもので、次の(3)の金融・経営支援機関連携支援事業は、金融機関と経営支援機関の

連携支援拠点づくりの検討などを行うものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

8の小規模事業者等経営力強化支援事業(成長発展)でございますが、これは、小規模事業者の成長発展を図るため、創業、事業承継、経営革新を促進する各種事業を実施いたしますとともに、関連する融資制度を運用するものでございます。

このうち、事業概要の下のほうにございます(4)のチャレンジ企業シンポジウムは、先進的な取り組みを行っている企業の事例発表等を開催するものでございます。

また、(5)の成長発展システム構築の支援は、国の事業引継ぎ支援センターと連携した事業承継システムの構築や市町村が策定する創業支援事業計画の策定支援を行うものでございます。

次に、45ページの下段をお願いいたします。

9、中小企業高度化資金貸付でございますが、これは、中小企業が経営の近代化や合理化を図るため、工場団地や共同店舗の建設等を行う場合に、資金の貸し付けを行うものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

10の中小企業協同組合等設備投資促進利子補助でございますが、これは、経営基盤の高度化に取り組む中小企業協同組合等が、設備投資に必要な資金を借り入れた場合に、利子の一部を補助するものでございます。

次に、11の特産品販売促進事業でございますが、これは、国の経済対策に伴う地域消費喚起生活支援型の交付金を活用したものでございまして、商工会連合会に補助を行い、県内の中小企業が生産する特産品の詰め合わせを、インターネットやイベント等において30%引きで販売するものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

12の共同店舗等割増クーポン券付与事業で

ございますが、これも国の消費喚起型の交付金を活用したものでございまして、中小企業団体中央会に補助を行い、県内10カ所の共同店舗等が商品券を発行する際、20%の割引増しクーポン券を発行するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

48ページをお願いいたします。

1、ジョブカフェによる地域での就労支援の強化でございます。

事業概要(1)のジョブカフェ関連事業ですが、JR水前寺駅ビル内にジョブカフェくまもと、また、地域振興局内にジョブカフェ・ブランチを設置しており、新卒者も含めた若者の就労支援に取り組んでおります。

(2)女性・高齢者等雇用対策推進事業ですが、ジョブカフェ・ブランチに新たに女性・高齢者等雇用対策推進員、通称仕事開拓員と言っておりますが、それぞれ1名を増員し、求職者のニーズを踏まえた求人開拓など、地域の就労支援拠点としての機能を強化するものでございます。

49ページ2の労働局との一体的実施事業をお願いします。

これは、仕事探しのカウンセリングから、職業紹介を初め、労働相談や生活相談、さらには、就職後のフォローアップまでの一連の就職支援サービスを、水道町にあります民間ビルの同じフロアで、イメージ図のように県と労働局が連携してワンストップで提供しているものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

3、将来の『夢＝仕事』発見事業でございます。

これは、学童期を含めた若者の勤労観、職業観を育成するために、小中学生から高校、大学生を対象に、職場体験や中長期のインタ

ーンシップまで発達段階に応じたキャリア教育を支援する事業でございます。

(2)が新規事業となっておりますが、小中学生を対象に、地域の企業や業界団体と連携して職業体験学習を実施することとしております。

51ページ4、戦略産業雇用創造プロジェクト事業をお願いします。

この事業は、本県の主要産業であります半導体産業とフードバレー構想の中核であります食品関連産業を戦略産業として、新分野や海外への事業展開等を通じて、雇用の拡大を図る企業を支援するものでございます。国から、来年度までの3カ年事業として採択を受けており、3カ年で、合計625人の雇用創出を計画しているものでございます。

次に、52ページをお願いします。

熊本県ブライト企業推進事業ですが、従業員の処遇改善に積極的に取り組む中小企業を支援するとともに、従業員が生き生きと働き続けられるような魅力ある企業をブライト企業として認定し、普及啓発を行うことで、県内の企業の魅力づくりと労働力の確保、さらには県内就職率の向上につなげていきたいと考えております。

続きまして、53ページ6、県外若年者等の県内企業インターンシップ促進事業でございます。

こちら県内就職を促進する事業として新たに取り組むものでございますが、関東・関西地域等に進学した若者などを対象に、県内企業でのインターンシップや交流機会を提供することによって、県内企業に対する理解を深め、県内就職につなげるものでございます。

54ページをお願いいたします。

上段7、プロフェッショナル人材誘致事業ですが、こちらは、国が行いますプロフェッショナル人材事業を活用して、県内の中小企業が都市部のプロフェッショナル人材を受け

入れるお試し就業に対して、県内企業の受け入れ費用の一部を補助するものでございます。国の事業と連携して、都市部の高度人材のUターンを支援してまいります。

下の段の8、育休取得者継続就労支援事業ですが、こちらは、子育て期の労働者が育児休業制度を利用して継続就業できるよう、従業員の育児休業の取得、または職場復帰に関して、事業所と従業員双方に対してアドバイスや研修等を行うことによって、継続就業のための運用体制づくり、環境づくりを支援するものでございます。

労働雇用課は以上でございます。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

資料の55ページをお願いいたします。

1の産業人材強化推進事業でございます。

平成25年3月に策定いたしましたものづくりを中心とする産業人材強化戦略に基づきまして、関係機関等と連携しながら、地元産業のニーズに対応した技術者の育成、確保を図るものでございます。

(1)のとおり、産業人材強化ネットワーク推進会議及び人材育成部会での情報交換等によりまして、関係機関の連携強化を図ってまいります。

また、(2)及び(3)のとおり、産業人材強化支援センターにコーディネーターを含む嘱託職員2名を配置いたしまして、相談対応や情報提供を行うとともに、技術指導、教育訓練に対する講師派遣などの支援を行ってまいります。

56ページをお願いいたします。

2の県立高等技術専門校及び県立技術短期大学校における公共職業訓練でございます。

両校は、地場企業の技術力強化及び産業界のニーズに応じた即戦力となる職業訓練を実施しております。

(1)の高等技術専門校は、①から、次の57

ページ④までのとおりでございますが、施設内及び委託によります多様な職業訓練を実施いたしております。

(2)の技術短期大学校では、4学科におきます実践技術者の育成や在職者訓練を実施いたします。

資料58ページをお願いいたします。

3のものづくりチャレンジ事業でございます。

若年者のものづくり離れや後継者不足を解消するため、(1)のものづくりチャレンジ教室では、技能士の指導によりまして、小中学校等での体験教室を実施いたします。

(2)の専門高校生によるものづくり講習会では、工業高校や農業高校の高校生が、小中学生に体験学習を実施するものでございます。

次に、4の将来の『夢＝仕事』発見事業でございます。

これは、技術者や熟練技能者を工業高校や農業高校に派遣いたしまして、高校生を対象に、(1)から(3)のとおり、ジュニアマイスターや技能士等の就職に結びつく資格取得講習会、各種技能競技大会に向けた強化講習会、また、指導教員のための実技指導講習会等を実施いたします。

次に、59ページをお願いいたします。

5の電動モビリティ関係人材育成支援事業でございます。

これは、電気自動車等の電動モビリティに関します産業人材の育成と県民への普及啓発を図るものでございます。

(1)及び(2)のとおり、関係の工業高校や大学等をサポーター校として認定いたしまして、技術講習会やサポーター校によります小中学生を対象にいたしました体験教室を支援するとともに、サポーター校によります成果発表等を行うものでございます。

次に、資料の60ページをお願いいたします。

6の小規模事業者ものづくり人材育成事業でございます。

これは、製造業系の小規模事業者の人材育成を支援し、技術力の向上による競争力を強化し、県内製造業の振興を図るものでございます。

(1)及び(2)のとおり、産業人材強化支援センターにコーディネーターを含む嘱託職員2名を追加配置いたしまして、相談対応や情報収集を初めといたしまして、技術指導、教育訓練に対する講師派遣などの支援を行います。

特に、(3)のとおり、若年求職者等を新規に雇用いたしまして、働きながら職業訓練を行っていくということとしております。

産業人材育成課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の61ページをお願いします。

1の産業振興ビジョン推進事業は、平成22年12月に策定しました熊本県産業振興ビジョン2011におきまして、重点成長分野を5つ定めており、産学官が連携して県経済を牽引するリーディング産業群の形成を推進するものです。

2の事業革新支援センター事業は、県内企業の経営革新や新事業支援のための事業を、県から公益財団法人くまもと産業支援財団に委託するものです。

62ページをお願いします。

3のリーディング企業育成支援事業は、県経済を牽引するような高い付加価値を生み出すリーディング企業を育成することを目指して、総合的な支援を行うものです。

63ページをお願いします。

4の中小企業チャレンジサポート&ソリューション事業は、中小企業の経営課題を解決するため、専門家チームを派遣し、課題抽出から現場指導、改善支援までの一貫した支援

を行うものです。

5の次世代マグネシウム合金拠点化推進事業は、熊本大学が研究開発した次世代耐熱マグネシウム合金について、本県における拠点化推進や地域企業連携による実用化に向けた実証の支援を行うものです。

64ページをお願いします。

6の有機エレクトロニクス産業・事業化促進事業は、これまで、県内外の大学、企業等の連携により研究開発してきました有機薄膜関連技術について、県内企業による実用化に向けた試作品の開発、製造に対して支援するものです。

7の食品周辺関連産業技術振興事業は、県南フードバレー構想を後押しするため、食品製造業や農林水産業の現場ニーズと食品周辺技術分野のシーズをマッチングするコーディネーターの設置と有望案件の試作、開発に対して支援するものです。

65ページをお願いします。

8のくまもと型医療・福祉関連産業推進事業は、成長分野である医療・福祉分野への県内企業の参入促進のため、熊本市等と連携し、医工連携製品の開発及び実用化の支援を行うものです。

9の次世代モビリティ普及促進事業は、電気自動車等の普及を促進するために、県が整備した充電器の維持管理を行うとともに、電気自動車2台を活用して、次世代モビリティの普及促進を図るものです。

66ページをお願いします。

10の超小型モビリティ導入促進事業は、超小型モビリティの安全性や性能の検証のほか、観光地の新たな魅力の創出や生活移動問題の改善、地域の活性化等の効果を検証するため、本田技研工業等と共同で取り組む事業です。

11のバイク振興事業は、新規事業です。

ことし9月12日に県内で開催されるバイク・ラブ・フォーラムに要する経費です。

バイク・ラブ・フォーラムは、二輪車産業の振興を目的として、経済産業省の呼びかけにより、国内の関係自治体や二輪関係団体等により共同で開催される会議です。

67ページをお願いします。

12の企業連携体活動促進事業は、大手企業からの共同受注獲得を目的として、複数の地場企業が連携体をつくって提案等をするキャラバン隊の活動を支援するものです。

68ページをお願いします。

13の地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設及び新規雇用を促進するため、誘致企業と同等の助成を行うものです。

69ページをお願いします。

14の小規模事業者等支援事業は、新規事業です。

中小企業振興基本条例の改正等の動きを踏まえて、県内の小規模事業者等に対する支援体制の強化を図るものです。

15の阿蘇採石場防災対策事業は、新規事業です。

平成28年12月の阿蘇採石場の終掘に向けて、防災上の観点から実施する排水路工事等の実施に要する経費です。

産業支援課は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

70ページをお願いいたします。

くまもと県民発電所推進事業です。

くまもと県民発電所構想の普及促進を図るとともに、県民発電所の立地市町村等が発電事業者と共同で行う地域振興事業に対する助成と民間事業者等が行う新たな県民発電所実施に向けた事業可能性調査に対する助成を行うものです。

2、燃料電池自動車普及促進事業です。

水素を燃料とする燃料電池自動車、FCV

の導入及び燃料を供給する水素ステーションを整備するとともに、普及促進に係る官民合同組織を立ち上げ、導入機運の醸成等を行うものです。

なお、当事業につきましては、6月補正において予算の増額をお願いしております。後ほど補正予算の議案で説明させていただきます。

71ページをお願いいたします。

省エネルギー推進事業です。

県内の中小企業や各家庭における省エネ設備等の導入を支援するものです。本年度で4年目となりますが、さらなる省エネを進めていくため、小規模企業者向けの導入支援を新たに盛り込んだほか、家庭向けには、ゼロ・エネルギーハウス導入に特化して支援を行うものです。

72ページをお願いいたします。

市町村モデル地域支援事業です。

新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などに積極的に取り組む市町村をモデル地域として支援を行うものです。モデル地域数につきましては、昨年度までに取り組んだ市町村等に新たな市町村を加えた10地域程度を考えております。

エネルギー政策課は以上でございます。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の73ページをお願いします。

まず、1の企業誘致事業でございますが、企業を訪問し、最新情報の収集や本県の立地環境をPRするなど、企業誘致を推進するとともに、既に本県に立地している誘致企業のフォローアップを行うための事業でございます。

2の創造的企業誘致推進事業でございますが、本県に知の集積を図るため、企業の研究開発部門を誘致するとともに、東京、名古屋で知事が出席するトップセミナーの開催、ま

た、セミコン台湾への出展等、グローバル企業の誘致を推進する事業でございます。

3の産業支援サービス業等集積促進事業でございますが、これは、コールセンターなどの産業支援サービス関連企業の誘致を推進する事業でございます。誘致した企業への補助金やテクノプラザビルの維持管理費等に要する経費でございます。

75ページをお願いします。

5の企業立地促進費補助でございますが、これは、誘致企業が事業所の新設あるいは増設を行った際に、設備投資や雇用の実績に応じて補助金を交付するものでございます。

76ページをお願いします。

6の工業団地施設整備事業でございますが、県南地域の市町村が行う工業団地整備を支援するための調査事業でございます。

7のフードバレー構想推進企業誘致事業は、フードバレー構想による県南地域を活性化させるため、ターゲット企業への企業誘致活動や広報活動を行い、食品関連企業を誘致しようという事業でございます。

77ページをお願いします。

8の国際コンテナ利用拡大助成事業でございますが、これは、九州北部港などとの輸送コスト差を圧縮することで、県外他港へのコンテナ貨物の流出を阻止し、両港の貨物量を増加させるための優遇措置でございます。

9の戦略的ポートセールス推進事業でございますが、これは、熊本港及び八代港のポートセールスを戦略的に推進していくため、増便など利便性を高めた船社へのクレーン使用料の一部助成、あるいは両港の認知を図る国内外のセミナー開催や海外クルーズ船の円滑な受け入れなどを実施する経費でございます。

78ページをお願いします。

10のグローバル企業誘致推進事業でございますが、これは、政府が進める外国企業の対日投資倍増に向けた取り組みと連携し、グロ

ーバル企業の誘致を促進するため、セミコン台湾への出展に合わせ、台湾で企業立地セミナーなどを実施する経費でございます。

11の企業の地方拠点強化等推進事業でございますが、これは、政府が進める首都圏等に集積する企業の本社機能の一部を地方へ移転させる取り組みを踏まえ、本県への本社機能の一部移転を促進するためのセミナーなどを実施する経費でございます。

企業立地課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○満原観光課長 観光課でございます。

79ページをお願いいたします。

項目1のようこそくまもと観光立県推進計画の展開でございます。

ようこそくまもと観光立県推進計画は、計画期間を平成24年度から27年度とし、九州観光の拠点として選ばれる熊本を目指し、主に3つの戦略に沿って各種施策を展開しております。

戦略の1番目として、品格ある観光地くまもとの形成、2番目として、国内からの誘客の促進、3番目として、海外からの誘客の促進でございます。予算額は、2億2,100万円余となっております。

それぞれの戦略につきまして御説明させていただきます。

まず、戦略の1番目、品格ある観光地くまもとの形成でございます。

まず、(1)波及効果を高める旅行商品造成事業では、県内各地に点在している集客力の高い観光素材を磨き上げ、魅力的で利便性に富んだ旅行商品の造成と旅行会社における商品化に向けた働きかけを行ってまいります。

次に、(2)熊本観光ブランド形成事業につきましては、熊本の温泉を全国にPRするくまもとふるモーションを展開するなど、食、温泉、水といった観光素材を生かしながら、本県のブランドイメージの形成を促進してま

います。

80ページをお願いいたします。

次に、戦略の2番目、国内からの誘客の促進でございます。

(1)「選ばれる観光地くまもと」観光キャンペーン展開事業につきましては、首都圏や関西圏等の大消費地をターゲットとし、交通事業者や旅行代理店とタイアップし、効果的な集客に取り組んでまいります。

次に、(7)M I C E等誘致促進事業につきましては、一般社団法人熊本国際観光コンベンション協会と連携し、各種誘致活動を強化するとともに、県内で開催されるスポーツイベント、大型コンサート及び県内ロケを伴う映画制作に対して助成等行うこととしております。

81ページをお願いいたします。

戦略の3番目、海外からの誘客の促進でございます。

(2)の東アジア誘客戦略強化事業及び(3)の東南アジア誘客戦略強化事業、海外に向けた情報発信の強化につきましては、東アジアの韓国、台湾、香港、中国に加え、シンガポール、タイ、マレーシアなどの東南アジア各国に向けて、現地旅行博覧会への出展や現地旅行会社等と連携したプロモーション活動を展開してまいります。

(4)の外国人観光客等受入環境整備事業につきましては、多様なニーズを持った外国人観光客が安心して熊本観光を楽しむことができるよう、宿泊施設、観光施設等における多言語化の取り組みを支援するとともに、おもてなし力向上のためにセミナー等を開催し、受け入れ環境を整備することとしております。

82ページをお願いいたします。

国際スポーツ関連の新規事業でございます。

まず、2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業につきまして、現在、シンボルマ

ークの募集を行っているところです。夏ごろには組織委員会を設立し、大会の基本方針策定などを進めるとともに、本年12月に開催されるデンマーク大会に職員を派遣し、大会運営等の調査を行い、大会開催準備を進めることとしております。

次に、オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業につきまして御説明いたします。

キャンプ誘致に向けて、J O C等関係機関からの情報収集やPRを行うとともに、事前キャンプ候補地ガイドへの掲載など、キャンプ誘致に主体的に取り組む市町村の支援などを行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

83ページをお願いします。

まず、項目1、アジアとの経済交流の推進についてでございます。

(1)海外ビジネス支援アドバイザー運営事業は、香港、シンガポール、台湾にビジネスアドバイザーを配置するとともに、ASEAN諸国にスポットアドバイザーを選定し、県内企業の海外展開を支援するものです。なお、新たに、台湾・高雄に交流促進アドバイザーを配置しております。

(2)台湾・アセアン・香港経済交流事業は、交流促進覚書、MOUを締結した高雄市を初めとする台湾や、香港、ASEAN諸国などにおいて、大手コンビニなど現地小売店などにおける熊本プロモーションや知事トップセールスを行い、経済交流活動を促進するものでございます。

(3)の海外拠点運営事業は、中国との経済交流を深めるための活動拠点として、熊本上海事務所及び熊本広西館を運営するものでございます。

続きまして、84ページをお願いします。

(4)の中国経済交流促進事業は、中国バイヤーの招聘による商談会の実施、広西壮族自治区における中国—アセアン博出展や現地百貨店での県産品の販売実証、また、上海の現地企業と連携した熊本フェアの開催などを実施するものです。

(5)の海外ビジネスチャレンジ研修支援事業は、県内中小企業者が行う海外展開を担う若手人材の海外研修に対して、費用の一部を助成するものでございます。

続きまして、項目2、熊本の強みを活かした国際交流等の推進でございます。

(1)姉妹友好交流事業は、本県と友好提携を行っている中国・広西壮族自治区、米国・モンタナ州、韓国・忠清南道との交流を通じて、相互理解の促進、県民の国際理解や国際感覚の涵養を図るものでございます。

(2)の熊本県海外研修員等受入事業は、開発途上国の青年や本県からの海外移住者の子弟を留学生や研修生として受け入れ、研修等を通じて母国の発展に貢献させるとともに、本県との交流のかけ橋となる人材を育成するものでございます。

続きまして、85ページをお願いします。

項目3、多文化共生の地域づくりでございます。

事業概要(1)のJETプログラム推進事業、(2)の国際相談コーナー運営事業のほか、(3)の留学生交流等拠点設置支援事業では、県内の大学等で構成する大学コンソーシアム熊本が行う留学生の総合的な支援活動に対して助成するものでございます。

続きまして、項目4、北朝鮮拉致問題啓発事業でございます。

拉致問題の解決に向けて、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に講演会を開催するなど、北朝鮮に拉致された日本人を救う熊本県議会議員の会などと連携して、啓発活動を行うものでございます。

国際課は以上でございます。よろしくお願

いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

資料86ページをお願いいたします。

まず、くまもとプロモーション推進事業でございますが、九州における熊本の拠点性向上を目指しまして、くまモンを活用したプロモーションを一元的に展開することで、交流人口の増大や県産品の販路拡大につながる熊本のイメージ向上を図ってまいります。

その中で、くまもとプロモーションでは、県外、海外に向けまして、観光客の誘客、農林水産物の販路拡大など、効果的な実施に資するように、関係各課と連携し、熊本のファン拡大を図ります。

また、②でございますが、今後予定されております国際的なスポーツイベントを見据えまして、アジアはもとより、欧米も意識し、話題性のあるイベントへの出演などを行い、熊本の認知度向上に努めてまいります。

それから、(3)でございますが、くまモンの商標管理でございますけれども、さまざまな利用許諾の業務委託によりまして審査の迅速化に努めますとともに、海外も意識しまして、著作権や商標権の適正な管理運用を行います。

次に、87ページをお願いいたします。

2から4までの事業は、いずれも県産品を生かしました商品について磨き上げをし、県外に向け販路拡大を行うための助成や商談会開催に要する費用でございます。

次に、88ページをお願いいたします。新規事業になります。

当課では、伝統工芸館と産業展示場グランメッセを所管しておりますけれども、5番目と6番目の事業は、両施設の維持補修に要する事業でございます。

あわせて、伝統工芸館につきましては、開館から32年が経過しております。今

後、計画的な改修を行うために、施設の保全計画を本年度作成することとしております。

次に、7のくまもとの酒消費拡大推進事業、それから89ページのくまもとふるさと商品消費喚起事業でございますけれども、いずれも国の26年度補正予算を活用しました県産品の消費喚起事業でございます。

くまもとの酒消費拡大事業につきましては、専ら県内の飲食店に働きかけを行い、県産酒愛飲の機運醸成を推進し、消費拡大と県内酒類業界の活性化を図るものでございます。

89ページのくまもとのふるさと消費喚起事業につきましては、ウェブサイトですとか県外のアンテナショップを活用いたしまして、県外における熊本県産品の消費拡大を図るものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて次長及び担当課長から説明をお願いします。

初めに、五嶋企業局長。

○五嶋企業局長 企業局が所管いたします事業の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、組織機構につきましては、お手元の平成27年度組織機構図及び役付職員名簿の18ページをごらんいただきたいと思っております。

本庁は、総務経営課と工務課の2課体制となっております。また、出先機関としまして、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所を設けております。職員数は、本庁が、局長、次長含めまして40名、出先機関が22名、合計62名となっております。

なお、19ページから21ページまでは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

現在、企業局で経営しております事業は、

電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業でございます。

各事業の経営に当たりましては、昨年度末をもって終了いたしました第3期経営基本計画に引き続きまして、平成27年度から平成31年度までの5カ年間の計画期間とします第4期経営基本計画を新たに策定したところでございます。

今後は、同計画に基づき、経営基盤の強化、アセットマネジメントの推進及び県民、地域との連携、協調を経営の基本方針として各事業に取り組んでまいります。

事業ごとの状況でございますが、まず、電気事業につきましては、荒瀬ダム関連の費用負担により、撤去が完了するまでの期間は厳しい経営が続く見込みでございます。

荒瀬ダムにつきましては、ことし3月にみお筋部を開放し、ダムの上下流で川の自然な流れがつながりました。本年度は、左岸側のダムの管理橋や門柱の撤去を予定しているところでございます。

このほか、市房と緑川の主力4発電所につきましては、老朽化が進んでいますことから、昨年度から発電設備の更新に取り組んでおり、更新完了後は、固定価格買い取り制度に移行し、経営基盤の強化を図ることとしております。

次に、工業用水道事業のうち、有明工業用水道事業につきましては、多量の未利用水に加え、多額の竜門ダム関連経費により厳しい経営が続いております。

そのため、地元の関係市町、関係部局と連携しながら、企業誘致や工業用水及び工業用水以外の水の需要開拓等にも引き続き取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、平成28年度からの指定管理者制度への移行に向けて取り組みを進めるなど、利用者サービスのさらなる向上を図っていきたく考えております。

詳細につきましては、次長及び工務課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、今回は、地方公営企業法の規定に基づきます平成26年度の電気事業会計における建設改良費繰越及び事故繰越の報告と、その他報告事項としまして、荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況について御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○福島企業局次長 資料の90ページをお願いいたします。

企業局の3事業の本年度当初予算の総括表でございます。事業ごとに収益的収支と資本的収支に分けて記載しております。

まず、電気事業会計についてでございますが、収益的収支で6,800万円余の利益となっております。黒字を見込んでおりますが、荒瀬ダム撤去等の経費負担が大きく、資本的収支の差し引きを合わせますと10億5,900万円余の不足となり、厳しい経営状況でございます。不足分につきましては、内部留保金等により補填するものでございます。

次に、工業用水道事業会計では、収益的収支で7,500万円余の損失となっております。

これは、有明・八代工業用水道事業において、多量の未利用水を抱え、収入が伸びない中、支出の面で有明工業用水道事業の竜門ダム関連経費が経営を圧迫しているためでございます。

次に、有料駐車場事業会計では、安定的経営を続けており、収益的収支で4,000万円余の利益を計上しております。

91ページをお願いいたします。

経営基本計画の推進についてでございます。

企業局の経営の基本方針を定めます経営基本計画につきましては、昨年度第3期計画の終了を受けまして、本年度から第4期計画の開始となりました。

第4期計画では、経営基盤の強化やアセットマネジメントの推進、県民、地域との連携、協調を基本方針として、各事業に取り組んでまいります。主な取り組みとしましては、(2)のとおりでございます。

92ページをお願いいたします。

電気事業会計でございます。

1の施設の状況でございます。

7つの水力発電所で最大出力5万4,200キロワット、阿蘇車帰の風力発電所で最大出力1,500キロワットの発電を行っております。

次に、2の経営状況でございます。

現在稼働しております7つの水力発電所では、利益を計上する見込みでございますが、荒瀬ダム撤去関連経費の費用負担により、ダム撤去が完了する平成29年度までは厳しい経営状況が続く見込みでございます。

風力発電につきましては、平成23年度から運転制限の緩和、解除を実施したことから、昨年度の売電電力量は、取り組みを開始する前の平成21年度に比べ約1.7倍となっております。

なお、車帰風力発電所、緑川第三及び菊鹿水力発電所につきましては、固定価格買い取り制度、いわゆるFITに移行しております。

また、市房と緑川の主力4発電所につきましては、今年度から発電設備の更新工事に着手する予定としております。完了後は、固定価格買い取り制度による売電を予定しており、収益の安定化と経営基盤の強化につながるものと考えております。

93ページをお願いいたします。

3の荒瀬ダム撤去についてでございます。

全国初の取り組みとして、24年度から29年度の6年間でダム撤去の本体工事を行っております。

(1)撤去工事については、後ほど報告事項で報告させていただきます。

(2)環境モニタリング等についてござい

ます。

安全や環境に配慮したダム撤去を進めるため、治水面及び環境面の調査を行いますとともに、フォローアップ専門委員会におきまして、評価、検証を進めてまいります。荒瀬ダム撤去関連工事費は、ダム本体工事など5億5,300万円余を計上しております。

次に、(3)ダム撤去に伴う地域課題でございますが、ダム撤去に伴います地域の課題につきましては、地域対策協議会において協議を重ねておりまして、一定の方向づけを行ってきているところでございます。

本年度も、引き続き、地域の課題への対応を図りますとともに、撤去工事やモニタリングの状況報告等を行うこととしております。

次に、94ページから95ページにつきましては、後ほど工務課長より説明させていただきます。

96ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございます。

1の施設の状況でございますが、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を運営しております。

次に、2の経営状況でございます。

事業ごとの経営状況でございますが、(1)の有明工業用水道事業につきましては、竜門ダム関係経費の増大により、平成14年度から赤字になっております。

このため、未利用水対策といたしまして、荒尾、大牟田両市の上水道への転用を行いますとともに、さらなる経営改善に向けまして、商工観光労働部、地元市町、県企業局で構成します有明工水需要開拓推進会議を中心に、連携して誘致活動や需要拡大に取り組んでおります。

(2)の八代工業用水道事業につきましては、未利用水の水道事業への一部転用等により収支は改善いたしました。依然として未利用水を抱えていることから、給水対象企業の掘り起こしなどに努めているところでござ

います。

(3)の苓北工業用水道事業につきましては、平成25年度に建設時の企業債償還も完了し、経営は安定しております。

次に、3の主な事業でございますが、昨年度に引き続き、有明工業用水道の主要設備更新工事と八代工業用水道の導水管強靱化工事に取り組むこととしております。

97ページをお願いいたします。

有料駐車場事業でございます。

1の施設等の状況のとおり、熊本市中央区安政町の有料駐車場と新屋敷の第二有料駐車場を運営しております。

2の経営状況でございますが、経営的には安定しており、毎年度純利益を計上しております。これまで、耐震補強、あるいは運転者の視点に配慮した看板等を設置するなど、安心、安全で、利用しやすい駐車場になりますよう努めておりまして、平成26年度の利用台数は3年連続での増加となっております。なお、平成28年度から、指定管理者制度へ移行することとしております。

次に、3の主な工事でございますが、今年度は、老朽化しましたエレベーターの更新並びに場内照明のLED化などを予定しております。

次に、工務課長から、主要発電所の発電設備工事及びFIT適用について説明させていただきます。

○武田工務課長 工務課でございます。

資料戻りまして、94ページをお願いいたします。

主要発電所の発電設備更新及びFIT適用について御説明いたします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応が課題となっております。FIT活用による収益の安定化、老朽設備の更新によります電力の安定供給を行い、経営基盤の強化を図りたいと考えております。

(1)の対象発電所、ここに掲げております市房第一、第二、緑川第一、第二の4発電所で、耐用年数を大幅に上回る54年、44年の年数が経過しております。

(2)の事業内容でございますが、対象発電所の水車発電機をメインに、その周辺機器の主要な設備を更新することとしております。

更新するに当たりましては、4発電所の年間の発生電力量ですけれども、480万キロワットアワー、これ一般家庭で1,200戸分の年間消費電力量に相当しますが、その分が発電能力がふえるものと見込んでおります。

(3)の総事業費でございますが、総事業費で102億円を見込んでおります。

①の設計関係ですけれども、26年、27年でトータル6,500万、27年度予算は3,200万余を計上しております。

また、本体の工事ですけれども、101億円余を予定しております。これは、27年度から32年度の債務となっております、今年度分はゼロとなっております。

95ページでございますが、そのスケジュールでございます。

設計を含む全体工期は、26年から32年度の7年間を予定しております。それぞれ本体の工事は、市房関係が30年度、31年度、緑川関係が31年度、32年度を予定しております。

このFIT適用によりまして、売電価格、現在の8.14円から24円というふうには増収となる見込みでございます、収支の見込みは、差し引きで年間約14億の収益を見込んでおります。それらの費用は、今後の災害や故障対策、また、施設の老朽化対策、ダム湖などの環境対策の費用に充てることを考えておりまして、今後の電力の安定供給の費用としたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 次に、労働委員会事務局から説明をお願いします。

○白濱労働委員会事務局長 まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

組織機構資料の22ページをお願いします。

労働委員会は、労使間に紛争が生じ、自主的な話し合いで問題が解決できない場合に、あっせんの実施や救済命令の発令、あるいは和解などにより紛争解決を早め、安定した労使関係を築くことを目的として、労働組合法に基づきまして設置された行政委員会でございます。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されております。

事務局は、事務局長を含め9名の職員で構成され、役付職員及び事務分掌は、組織機構資料の23ページのとおりとなっております。

次に、平成27年度当初予算、主要事業及び新規事業を御説明申し上げます。

資料の98ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、委員会費が、委員報酬2,676万円余、事務局費が、職員給与費6,066万円余及び運営費519万円余で構成されておまして、総額が9,263万円余となっております。

次に、主要事業を御説明申し上げます。

資料の99ページをお願いいたします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

第1は、不当労働行為事件の審査業務でございます。

これは、使用者が労働組合活動を阻害するなどの行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの救済申し立てを受けまして審査を行い、必要に応じて、救済命令あるいは和解等により解決を図るものでございます。

第2は、労働争議、いわゆる集团的労使紛争の調整業務でございます。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が、労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、当事者からの申請に基づきまして、あっせんなどを行い、解決を図るものでございます。

第3は、個別労働関係紛争のあっせん業務でございます。労働者個人と使用者との紛争を解決するためのものでございます。

以上、労働委員会の概要でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しました。しばらく休憩します。午後1時10分から再開します。

午後0時8分休憩

午後1時10分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田代環境生活部長 会議の始まります前に、委員の皆様にご報告申し上げます。

午前中に御報告をしておりました大雨の対応状況でございますけれども、県下の大雨洪水警報が注意報に切りかえられまして、また、土砂災害警戒情報が解除されましたことを受けまして、正午過ぎに県の災害警戒本部が廃止となっておりますので、以上御報告いたします。

○田代国広委員長 商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の説明に対する質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 46ページから47ページ、経済対策とございますか、地域消費喚起分で、商品券と、その前がネットの割引ですね。これの状況をお聞かせいただきたい。

○原山商工振興金融課長 まず、特産品販売促進事業のほうでございますが、6月29日月曜日に販売を開始いたしたところでございます。第1弾が、阿蘇と天草のボックスということで、3割引きで詰め合わせのセット販売を始めたという段階でございます。これは、インターネット等で今販売をしております。

それから、もう一つの下共同店舗等割増クーポン券付与事業のほうでございますが、10店舗で今やっておりますけれども、そのうち、熊本市、山鹿市、天草市、南関町、甲佐町にございます6店舗は、5月から順次開始をしております。残りの菊池市、上天草市、苓北町に所在する4店舗は、9月以降の実施予定となっております。そういう状況でございます。

○鎌田聡委員 で、どうなんですか。ちょっと売れ行きがいま一つという話も聞いておりますけれども、先行でやっているところの状況を教えてください。

○原山商工振興金融課長 うまかモンBOXにつきましては、ちょっと発売したばかりでございます……。

○鎌田聡委員 それじゃなくて12番のやつ。

○原山商工振興金融課長 もう一つの共同店舗のほうにつきましては、それぞれでございますけれども、大体、少ないところで——10%売れたところもありますし、40%、70%、60%と、それぞれですね。という状況でございます。それなりに売れているのかなという状況はございますけれども。

○鎌田聡委員 わかりました。

それとあわせて、観光のほうで、80ページに旅行券もありましたですね。これの状況も教えてください。

○満原観光課長 観光課でございます。

プレミアムつき旅行券ということで、まず、4月の20日から、着地型旅行商品販売サイトのV I S I T熊本県での旅行券を4月20日から発売いたしまして、5月7日に完売いたしております。枚数は10万8,000枚でございます。

あと、ネット系の旅行会社、楽天とか、じゃらん、それからJTB等については、特にネット系については、クーポン券は発行中でございます。まだ状況というのは入っておりません。

それから、リアル系といいますか、JTBとか近畿日本ツーリスト等が発売するものについては、まだこれからという形になっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 完売したところのやつは、これは結局県民の方が多いんですか。買われた方というのは、どうなんですか、県外の方なんですか。

○満原観光課長 約55%が熊本県内でございます。それ以外が県外という形になっておりますけれども、次に多いのが福岡県という状況で、約15%ぐらいだったかと思えます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 10万8,000枚ということで、大体これは幾らぐらいの券になるんですか。

○満原観光課長 1枚が5,000円でございます。宿泊費用に充当できる旅行券として5,000円の券を売っています。実際の販売価格は2,500円でございます。

以上です。

○鎌田聡委員 4月20日から販売されて、5

月7日に完売されたということでありまして、もう使われているんですか、その分は。まだ持たれているんですかね。

○満原観光課長 これは購入してから6カ月以内で使う形になっておりまして、もう既に使われております。

○鎌田聡委員 もう全て使われているということでしょうか。

○満原観光課長 まだ全てではないと思えます。その辺については、まだ宿泊施設等から状況は上がってきておりません。

○鎌田聡委員 結構、それだけ倍額のプレミアムですから、それなりの人気があるんでしょうけれども、あと、報道でも少し聞いておりますけれども、買った後転売とか、そういったのも少しあるような話も聞いておりますけれども、なかなかそこら辺の規制というのは難しいかもしれませんけれども、いずれにしても、やっぱりこれがきちんと県の宿泊施設でそれは使われるはずだと思いますけれども、そういったことで、うまくそういった効果に結びつくように持っていけたらなというふうに考えていますので、その辺の点もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 外国人観光客の動向なんですけれども、円安によって、国内も1,800万人ぐらいの予想ができるような感じになっているんですかね。東京オリンピックまでに2,000万人というような目標を立てておりますが、まず、県内の動向は、どう把握されているんでしょうか。

○満原観光課長 現時点におきまして、26年

度の観光庁の発表があつておるんですが、全国の数値が出ておるのですが、県内の数値が出ております。25年度に比べまして、約12.8%伸びた人数で、48万人弱ぐらいだったかと思ひます。ただ、どこの国からというのは、まだ統計上出ておりませんので、そここのところはもう少しかかるかと思ひます。

○西岡勝成委員 ぐんとこれはふえてくると思ふんですね。クルーズ船にいたしましても、10隻ですか、予定されていると。30隻になるかもしれぬというような予想もできてますけれども、この前、金子代議士と一緒に、クルーズ船が八代港に入るときに、天草から入るあの海峡の景色が非常にいいという評判があるということで、私たち、わざわざ船に乗って、牛深から出航して八代港まで行ったんですが、せっかくクルーズ船が来て、オプションツアーというんですかね、どういふところに散らばって、大体例えば何日間停泊をして、どういふところに散らばっているのか、把握されてますか。

○満原観光課長 宿泊はございません。国によって、観光客の旅行目的というのがちょっと違ひまして、例えば6月14日に来ました中国、主に中国のお客様にとっては、一応バスで3つの地域にランドオペレーター社が誘導しているんですけれども、ショッピングモールと熊本城城彩苑だけでございました。今週の月曜日に、また来てるんですが、これは台湾からのお客様が主体でございまして、そこは阿蘇とか熊本城のほうに誘導いたしております。

以上です。

○西岡勝成委員 要するに、船に寝泊まりしながら出るという話でしょうから、その船というのは何泊するんですか。八代港に何日ぐらい停泊するんですか。

○寺野企業立地課長 朝入りまして夕方出ていく日帰りになっております、10隻予定とも。昨年、コスタアトランチカが、八代の花火大会でたまたま1泊したということで、基本的には日帰りが基本でございます、今来ているのは。

○西岡勝成委員 せっかく八代港に寄港するのに、オプションツアーにしても、天草あたりに船で来てくれると、非常にバスよりも近いし、ありがたいと思ふんですけれども、そういう戦略というものはないんでしょうか。

○満原観光課長 例えば、今委員が御指摘になられた天草等でございますけれども、実際、熊本に来て、どういふ旅行のツアーを組むかというのは、旅行会社、日本の手配会社、ランドオペレーター社というんですが、そこがやっております。

6月の初めに入りまして、例えば、天草の振興局とともに、福岡のランドオペレーター社のほうにPRに行っております。現実には、例えば天草の船会社のほうがついた場合には、天草まで持っていくというようなことの体制は整えておりますので、これからも、ランドオペレーター社に対して売り込みをかけていきたいというふう考えております。

○西岡勝成委員 ぜひ、天草ばかりじゃなくて、県下に——せっかく5,000人とか1万人とか乗ってくる観光客ですから、非常に大きいインパクトがありますので、その辺の売り込みは、ぜひ県内で金を落とさせていただくような形をとってもらいたいと思ひますし、また、外人の観光客に対する広告ですね。道案内とか、そういう案内あたりが、まだまだ不十分ですよ。これはもう今からどんどん世界遺産も含めて外国人がふえてくるので、さ

つき環境のほうでもちょっと聞こうかと思っただけなんですけれども、案内板の設置については、ぜひ積極的に——やっぱり京都とか奈良に行くと全然違いますよね、案内板の設置の外国人に対する配慮が。その辺は、まだ熊本県は随分おくられていると思うので、ぜひ負けぬように金使って整備してください。

○村上寅美委員 今、外国のツアーの——西岡先生から話されたけど、八代に来て日帰りというのは、熊本港にも何便か入るもんね、熊本港にも。だから、これはツアー会社が日本のツアーと組んでるわけ。それとも、現地の韓国とか中国のツアー会社の単独企画でこっち来よるのかな。その辺はどうなのかな。

○満原観光課長 今委員のおっしゃられたとおり、向こうが、例えば中国とか台湾の会社が全部を企画する場合と、それから日本のほうの会社がツアーを企画する、2つございます。両方あります。

○村上寅美委員 両面ね。それで、八代港は、何か今15メートル届いたか届かぬかで、熊本港は何メートルね。水深。

○寺野企業立地課長 マイナス7.5でございます。

○村上寅美委員 7.5じゃ何トンまで入るの。

○寺野企業立地課長 5,000トンでございます。

○村上寅美委員 5,000トン。

○寺野企業立地課長 2万トンです、クルーズ船は。

○村上寅美委員 2万トンと5,000トンじゃ大分違う。

○寺野企業立地課長 貨物船とクルーズ船を勘違いしておりました。済みません。

○村上寅美委員 八代には。

○寺野企業立地課長 八代は、今16万トンまで入るような状況になっております。

○村上寅美委員 関連だけど、これはここでの問題じゃ——企業誘致がここにおるだろう。企業誘致がおるからだけど、熊本港ね。これまで1,500~1,600億使って、あれだけ埋め立てをして、企業誘致が何ができたの、内容は。

○寺野企業立地課長 まず、貨物のコンテナをふやす努力をやっておりまして、熊本港も1次分譲地ということで、物流倉庫あたりが誘致しております。

○村上寅美委員 だから、1次分譲は終わった。どこか来たの。

○寺野企業立地課長 もう少し残っておりまして、今まで、エコポートさんですとか、地元の運送会社あたりが入っております。

○村上寅美委員 俺が知る限り、産業廃棄物の中間処理か最終かわからぬけど、そういうのが2~3社入っているというふうには聞いたけど、やっぱり港だから、その港の核になる何かが入ってくれないとね。例えば、日通とか、一つの例として、港に関連するものが入ってくれないと発展しないんじゃないかなと思うのと、この7.5はもう少し掘れぬのかね。これはここじゃないか。

○寺野企業立地課長 先生がおっしゃるように、物流港としての機能を高めるという観点で、付加価値が高いと申し上げていますがけれども、保税倉庫あたりの誘致に行ってみて、近々に地元の業者がそういうことを始めたいということが一つ動いております。

7.5につきましては、土木部が所管しているんですけども、今のところ7.5ということでございます。

○村上寅美委員 それで、例えばあれをつくるときの意気込みは、これはもうしようがないけど、やっぱり本田技研とセットして、熊本から出そうというぐらいの勢いでスタートしているわけだな。ところが、本田は、15メートルだったら、船としては八代で十分なんだよね。しかし、博多港に行きよるね、中心は。その辺はどうなの。

○寺野企業立地課長 本田につきましては、この4月から、シンガポール、韓国向け——シンガポールは、釜山でトランシップしますが、10程度のコンテナの輸出を始めていただいております。

○村上寅美委員 どっちで。

○寺野企業立地課長 熊本港です。

○村上寅美委員 ということは、もうちょっと、土木の話だけど、観光面にしても、やっぱり中途半端で、1,600億も投資しているんだから、やっぱり有効利用するとすれば、俺も——地形は、有明海だから干満の差はひどいしね。ようわかるたい、俺も漁師だから。漁師の子供だから、ようわかるとるけど、せっかく、投資効果を言うわけじゃないけど、やっぱり観光面か、九州のネットワークぐらいは十二分に使えるような港にしてほしいな。これは土木だから、要望で結構です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。
なければ、これで質疑を終了します。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議案等について、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順に執行部の説明を求めます。

それでは、関係課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、田中水俣病保健課長。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

恐縮でございますが、御説明に入ります前に、午前中、中村委員からの御質問に対する回答につきまして、1点だけ補足をさせていただきたいと思います。

一時金支払い総額のお尋ねにつきまして、先ほどお答えをいたしました数字には、裁判の和解による金額が含まれておりました。

お尋ねがありました特措法についてのみ申し上げますれば、鹿児島県を含めまして約600億円、熊本県のみは約400億円でございます。

以上、申しわけございませんが、補足をさせていただきます。

それでは、恐縮でございますが、経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願い申し上げます。

繰越計算書でございます。

表の中ほどの事業名の水俣病関連情報発信支援事業費でございます。これは、水俣市立水俣病資料館の展示改修に補助するものでございます。

資料館は、平成5年の開館から20年以上が経過しておりまして、全面改修に取り組んでおりますが、実施設計に時間を要しましたことにより、8,975万5,000円を繰り越しさせていただいております。既に実施設計は完了いたしまして、来年3月に向けて展示物等の製

作を行っております。

水俣病保健課は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の3ページをお願いします。

繰越計算書の報告でございますが、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきまして、1億1,200万円余を繰り越しております。

この事業は、市町村等が災害時に地域の防災拠点や避難所となる施設へ太陽光発電や蓄電池等の再生可能エネルギーを導入する事業に対して補助を行うものですが、繰り越し理由欄に記載しておりますとおり、市町村におきまして、関連資材の納期おくれや詳細設計の見直しなどにより、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

なお、5件のうち1件は既に竣工しております。残り1件も計画どおり進捗しております。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○川上自然保護課長 自然保護課でございます。

資料4ページの繰越計算書をお願いいたします。

指定管理鳥獣捕獲等事業の1,000万円余と自然公園観光施設等整備事業費の2,200万円余の2事業でございますけれども、両事業とも、平成26年度2月補正、国の経済対策の事業でございます。全額繰り越しし、本年度事業を実施するものでございます。

次に、資料9ページをお願いいたします。

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次ページの概要により説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、この条例の根拠となる法律施行規則の名称が、法律名の改正に伴い、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則と、管理を加える形で改正されたことから、条文の一部を改めるものでございます。

自然保護課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○岡田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

5ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

まず、海岸漂着物対策推進事業費でございます。

この事業は、国の補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理を行うもので、2,900万円余を本年度に繰り越すものでございます。

繰り越しの理由でございますが、本年2月に成立した国の経済対策補正予算に伴う事業でありますため、平成26年度内の事業完了期間が確保できないことによりまして、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、公共関与推進事業費でございます。

こちらにつきましては、管理型最終処分場、エコアくまもとの施設整備に対する補助分につきまして、2億5,500万円余を繰り越すものでございます。

繰り越しの理由でございますが、平成26年度に予定しておりました浸出水処理施設工事におきまして、機械及び電気設備の据えつけに時間を要したことによりまして繰り越すものでございます。なお、7月末には工事を完了する予定でございます。

最後に、公共関与アクセス道路整備事業費でございます。

この事業は、南関町から受託して行う事業でございます。1億7,700万円余を繰り越

すものでございます。

繰り越しの理由でございますが、地元の要望によりましてルートの変更には時間を要し、予定していた橋梁下部工事等の期間を確保できなかったことによりまして繰り越すものがございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして、1,353万円余の増額をお願いしております。

これは、右側の説明欄にございますとおり、(1)の地方消費者行政活性化事業といたしまして、相談員の能力向上のための通信講座、熊本市の地域サポーター養成に要する経費でございます。

(2)の消費者教育推進事業といたしまして、障害者に対する消費者教育教材の作成に要する経費でございます。

両事業とも、国からの交付金あるいは県の消費者行政活性化基金を活用するものがございます。

続きまして、資料の7ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

国の経済対策を活用して、国の交付金を財源といたしまして、2月補正で予算化したものがございます。市や町の相談対応能力向上に向けた地方消費者行政活性化事業と消費者教育推進計画の周知を図るための消費者教育推進事業でございますが、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めないため、全額を繰り越したものでございます。なお、両事業とも既に着手済みでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

議案第13号熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定をお願いしております。

12ページの条例案の概要をお願いいたします。

内容の欄の2に示しておりますが、条例の附則第2項に定める条例の失効期限を、現在平成27年12月31日となっておりますものを平成30年12月31日に延長するものがございます。国の基金管理運営要領の改正により、事業の実施期間が延長されましたことに伴う条例改正でございます。

消費生活課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

関係資料の8ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

地域女性活躍加速化事業費につきましては、女性の活躍を支援する事業ですけれども、国の交付決定が26年度末になり、年度内に業務完了が見込めないため、繰り越したものでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

表に記載しております小規模事業者等経営力強化支援事業費(持続的発展)及び下段の小規模事業者等経営力強化支援事業費(成長発展)につきましては、平成26年度2月補正予算におきまして、国の経済対策に係る交付金を活用して計上いたしておりますが、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松岡労働雇用課長 同じく資料15ページをお願いします。

同じく繰越計算書でございます。

国の経済対策に係る交付金を活用して計上した県外若年者等の県内企業インターンシップ促進事業費ほか5件、16ページにわたっておりますが、その全額を繰り越しているものでございます。

労働雇用課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石貫産業人材育成課長 資料の17ページをお願いいたします。

国の経済対策に係る交付金を活用して計上いたしております小規模事業者ものづくり人材育成支援事業費につきまして、その全額を繰り越しているものです。

よろしくをお願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の18ページをお願いします。

工鉱業総務費の国庫支出金返納金で89万2,000円の増額をお願いしております。

これは、一般財団法人の荒尾産炭地域振興センターに係るものですが、このセンターでは、国と県からの補助金を受け、平成7年に産炭地域活性化基金を10億円造成しました。この基金を活用して、企業誘致や万田坑関連事業など、地域振興や産業振興に係る事業に助成を行い、平成23年度末に基金全額を取り崩し、事業を完了しております。

その後、本年1月に、九州経済局から基金造成費補助金等の活用に関する指針が発出され、荒尾産炭地域振興センターが改めて精査した結果、余剰金として利子が存在することが判明したことから、センターからの返還を受けて国に返納するものです。

続いて、19ページをお願いします。

繰越計算書です。

こちらは、国の経済対策に係る交付金を活用して計上した小規模事業者等支援事業費ほか3件について、その全額を繰り越しているものです。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。ページ右の説明欄をごらんください。

工業振興費、燃料電池自動車普及促進事業につきまして、7,980万円余の増額を計上しております。

これは、当初予算に計上しておりました燃料電池自動車、FCVに燃料を供給する水素ステーションの整備に要する経費の増額をお願いするものです。

この水素ステーションは、日本初の小規模ステーションとして、本年度から市販化されますが、当初、メーカーは、これまで実証展開してきた設備基準をもとに設計し、経費を見積もっていました。

しかし、市販化に当たって、国は、より安全性を向上させるため、大規模ステーションと同等の基準を適用することをことし3月に決めました。そのため、メーカーがその新しい基準に合わせ設計を見直し、経費の増額が必要となったものです。

県としましては、新4カ年戦略にも位置づけて取り組んでいる事業であり、また、本年度においては、環境省の4分の3という高率の補助事業も活用できることから、本年度整備するための経費の増額分の補正をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

同じく資料の21ページをお願いします。

国の経済対策に係る交付金を活用して計上しましたグローバル企業誘致推進事業費ほか1件につきまして、その全額を繰り越しているものでございます。

資料28ページをお願いします。

第7号議案の熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例について御説明します。

概要により御説明したいと思っておりますので、恐れ入りますが、資料32ページをお願いします。

本県におきましては、産業振興を図ることを目的に、県内に工場等を新設し、または増設したもの、——誘致企業、地場企業ともどもですが、に対しまして、県税の課税免除、もしくは不均一課税を行っておりますが、課税免除等を行うに当たりましては、熊本県工場等設置奨励条例におきまして、対象となる適用工場を指定することとしております。

1の条例改正の趣旨は、本年4月1日の山村振興法と半島振興法の一部改正及び関係省令の改正を踏まえまして、関係条例の規定を整備するものでございます。

2の主な内容でございますが、(1)のAに記載しておりますとおり、法改正によりまして、課税免除等の対象に新たに加えられた農林水産物等販売業の用に供する施設または設備を対象にするものでございます。具体的には、観光客向けの農林水産物の直売所や農家レストランなどが対象になるものでございます。

次に、イに記載しておりますとおり、同じく法改正により、課税免除等の対象となる区域等が改められたことに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。これは、半島地域、山村地域を有する市町村が、必要な区域を定めることとなったもので、その区域に対しまして、地方交付税の算定における減収補填措置の適用がなされることから、改正

を行うものでございます。

なお、(2)に記載しております熊本県税特別措置条例につきましては、所管の総務常任委員会において審議されますことを申し添えます。

企業立地課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○満原観光課長 観光課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

観光客誘致対策費で6,908万円余の増額補正をお願いしております。

これは、ラグビーワールドカップ2019の推進に係る経費でございまして、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会に対する分担金の拠出やプロモーションの活動費などとなっております。

次に、資料の23ページをお願いいたします。

ラグビーワールドカップ2019推進事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、組織委員会から総額3億円の分担金を求められているため、県と熊本市で均等に案分し、県としては、3年間で総額1億5,000万円を負担するものでございます。

平成27年度分は、先ほど御説明いたしました6,908万円余に含まれておりますので、次年度以降、1年間当たり5,000万円の限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

平成26年度2月補正予算において、国の経済対策に係る交付金を活用して計上した映像コンテンツ展開事業費ほか2件について、その全額を繰り越しているものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

25ページをお願いします。

国の経済対策に係る交付金を活用して計上

した台湾・アセアン・香港経済交流事業費及び中国経済交流促進事業費について、その全額を繰り越しているものでございます。

国際課は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

26ページをお願いいたします。

工鉦業総務費といたしまして、665万円余を計上しております。

これは、産業展示場施設関連事業費といたしまして、熊本産業展示場で、ことしの2月に入りまして、中央監視システムの一部にふぐあいが生じ、現在、応急措置をして対応中でございます。基幹部分でふぐあいが生じれば、施設全体の運営に支障を来すおそれがあるものですから、今回、中央監視システムの更新に係る設計費を計上させていただいております。

なお、システム全体の更新につきましては、来年度当初予算において、工事管理委託に関する予算を要求させていただいた上で、来年度中の実施を想定しているところでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

繰越計算書です。

国の経済対策に係る交付金を活用して計上したくまもとの酒消費拡大推進事業について、その全額を繰り越しているものでございます。

ブランド推進課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○福島企業局次長 企業局でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

まず、電気事業会計の建設改良費繰り越しに係る報告でございます。

33ページ上段の2件は、市房発電所及び緑川発電所の水車発電機の更新に係る詳細設計

の業務委託でございますけれども、年度末の出水によりまして、年度内に予定しておりました現地調査が実施できなかったことから、27年度へ繰り越しを行ったものでございます。残りの3件と、34ページの2件は、荒瀬ダム撤去工事に関するものでございます。

まず、33ページ3段目のダム本体撤去工事でございますが、想定外の構造物の撤去に不測の日数を要し、年度内に予定していた工事の一部が完了しなかったことから、平成27年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次の砂れき除去についてでございますが、年度末の出水により、想定外の土砂堆積物が確認され、その測量に不測の日数を要したことから、繰り越しを行ったものでございます。

33ページが一番下と34ページの3件につきましては、路側構造物補強、環境モニタリング調査の委託、国の交付金対象事業実施に伴う一般会計に対する企業局の負担金でございますが、関係機関との調整に不測の日数を要しましたことや、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の意見等を踏まえ、見直しを行ったことから、27年度へ繰り越しを行ったものでございます。

35ページをお願いいたします。

電気事業会計の事故繰越に関する報告でございます。

地方公営企業においては、一般会計の明許繰り越し制度がございません。建設改良費繰り越し以外は、全て事故繰越となっております。事故繰越1件は、修繕箇所を調べましたところ、部品の仕様変更が必要となりましたことから、その製造に不測の日数を要しましたことから、27年度へ繰り越しを行ったものでございます。

企業局の繰り越しに係る報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終

了しましたので、質疑を受けたいと思います。
質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 20ページのエネルギー政策課のFCVの水素ステーション整備ですね。

何か大規模ステーションと同等のやつをやらなければならないということで、7,984万円の増額ということでありますけれども、これは、水素ステーションは、たしか県庁につくるというやつだったと思いますけれども、大体それを足して幾らになるんですかね、水素ステーションは。

○村井エネルギー政策課長 補正額を認めていただいた後は、本体工事費、設計費合わせて1億6,900万円余です。

○鎌田聡委員 結構な額になって、これが何か所かならわかるんですが、1カ所ですね。結構な金額になりますけれども、大体県庁のどのあたりにどのような施設を考えられているんでしょうか。

○村井エネルギー政策課長 まず、設置場所につきましては、東門から入った道路沿いの緑地帯のほうを、県庁敷地を管理しております管財課と協議の上で、そちらのほうにということで聞いております。面積的には非常に小さいもので、本体自体であれば、8平方メートルぐらいの投影面積を、3掛け3よりちょっと小さい……。

○鎌田聡委員 小さいのはいいんですけれども、1億6,900万というのが、そもそもがよりもまた補正で倍以上になっとなつてますよね。何がまずくて、改善してこの額になったのかというのが、少しちょっと概略でも教えていただけたらと思いますけれども。

○村井エネルギー政策課長 水素の性質といたしまして、水素は粒子が小さうございますので、金属に入り込んで金属をもろくする性質がございます。そのために、タンクとか、パイプとか、全てステンレス製を使っておりまして、その中に入っているニッケルというのが、非常に水素をもろくする性質に抗する、抵抗するようなものになっておりますが、当初予定されておりましたものは、汎用材料であるステンレスを使うこととして、例えば、さいたま市であるとか、北九州市には、同じようなものを実証実験として展開しておりましたので、メーカーとしては、その材料を使って市販のパッケージ型の水素ステーションも販売できるというふうに考えていたところ、もう少し安全性を高めるために、ニッケルが規定以上入っているステンレスを使うべきだと、使うという基準を国のほうが示したことにより、汎用に一般に出回っているステンレスの材料ではなくて、特注のステンレスの材料を使う必要ができたために、倍以上金額が上がったというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 安全性を言われたら、そうしななければならないとは思いますが、結構な、今までのやつよりも倍ということでもありますから、これまでがどうなったのかというのがありますけれども。

あと、ステーションをつくった後は、これは一般県民にも何か開放されるんですかね。利用。今、FCVが、どのくらい県民に売れているかわかりませんが、その状況と、一般の方が何か使えるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

○村井エネルギー政策課長 まず、本県では1台も走っておりません。本県には、水素ステーションもございません。今、やっとなつて北部九州で商用の水素ステーションが少しずつ出

てきて、FCVも、例えば福岡県庁であるとか福岡市役所とかに入ってきている状況でございます。

したがって、まずは県内でFCVを走らせるということが、まず水素社会に向けた第一歩だということで予算をいただいたところではございますけれども、一般向けに給油といいますか、水素を充填できるかどうかについては、今後のFCVの導入状況とか、あるいはそういう声が上がってくるかどうかも含めて、要項、要領等で定めていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 導入を促進させるために、こういった取り組みをされると思いますから、導入をしてもらうように働きかけも含めてやっていくこととあわせて、やっぱりこれだけの費用をかけてステーションを整備されるわけですから、そういったのも県民に広く活用してもらえるように、ぜひそういった方向で取り組んでいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○村井エネルギー政策課長 FCV及び水素ステーションの需要創出のために、官民合同組織を今年度中に立ち上げて、県庁に導入します水素ステーション、あるいはFCV等を、その需要喚起のために十分に活用してまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 よろしくお願ひします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

ほかになければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第12号、第13号について、一括して採決をしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請第1号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

請第1号について御説明申し上げます。

この請願の趣旨は、深刻な社会問題であります多重債務問題への対応の一環といたしまして、本県で実施しております多重債務者生活再生支援事業につきまして、平成28年度以降も引き続き事業の継続を求めるというものでございます。

この事業は、多重債務者に対して、生活再生を促すために、家計診断、生活指導及び債務整理指導を行います。あわせて、債務整理後の生活再生中に発生しました、例えば、子供さんの入学金などの費用を臨時的な生活資金といたしまして貸し付けを行うものでございます。

現在、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託しております。平成22年6月から事業を実施しております。

これまでの事業の実績は、平成26年度までの5年間の累計で、面談による相談件数が約2,800件、貸し付けにつきましては、約370件、金額で約1億7,600万円に達しているところでございます。

県の事業ということで、安心して相談に来てもらえるというのが一番のメリットでございます。結果といたしまして、多重債務者からの相談の掘り起こしにつながり、また、多

重債務者の生活再建に非常に有効な施策となっております。

説明は以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第1号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第1号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請第3号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

請第3号につきまして御説明申し上げます。

この請願の要旨は、青少年健全育成基本法を制定するよう、国に対し意見書を提出されるよう請願するというものでございます。

請願の理由は、青少年の荒廃の要因として、家庭や学校の問題、地域社会における有害情報の氾濫等が指摘されており、これに対処する都道府県条例の限界性を踏まえ、青少年の健全育成に対する基本理念、方針、関係者の責務を明確にした一貫性ある包括的、体系的な法整備が必要であるというものでございます。

青少年健全育成基本法制定をめぐる国会の

動きとしましては、平成16年と平成26年に議員提案で参議院へ提出されておりますが、国会閉会に伴う委員会未付託のため、いずれも廃案となっております。

本県におきましては、昭和46年に熊本県少年保護育成条例を制定しており、青少年関連法の制定や社会環境の変化等があれば、必要に応じて条例の改正を行うなど、対応しているところでございます。

説明は以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第3号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第3号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第3号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第3号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

お手元に配付しております意見書案をごらんください。

配付しております意見書案は、請願の趣旨、理由等、ほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。
この意見書案を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

議事次第に記載のとおり、執行部から報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、担当課長から資料に従い報告をお願いします。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして御説明させていただきます。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、一昨年4月16日の最高裁判決以降の経緯を記載しております。

ポイントのみ御説明させていただきます。

一昨年4月16日の最高裁判決では、水俣病かどうかを判断するに際しては、総合的に検討することが重要であるとの指摘がなされました。

そこで、県としては、総合的検討とはどのようなものであるのか、その具体化を環境省に求めたところです。

その結果、恐れ入ります、資料の2ページをお願いいたします。

一番上の項目になりますが、昨年3月7日に、環境省から総合的検討についての通知

が発出されました。

このような最高裁判決後の一連の動きの中で、大変申しわけありませんが、資料の1ページにお戻りいただきまして、下から5項目目になります。

一昨年の10月25日に、水俣病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求事件について、国の不服審査会から、知事の棄却処分を取り消すという裁決が出されました。そして、その裁決には、不服審査会での判断について、これまでの考え方を変更するといった内容の記載がありました。

これに対して、環境省は、今回の裁決は個別事案であり、参考事例であるとの見解を示したことから、国の不服審査会と環境省で考え方が異なる状況が生じることとなりました。

このことから、県としましては、このまま認定審査業務を継続することが困難であると判断したところです。

そのため、下から3項目目になりますが、一昨年の12月19日に、そのような現状認識であることを知事が表明するとともに、環境省に対して、国の臨時水俣病認定審査会、いわゆる臨水審で審査を行うよう求めたところです。

その結果、次の2ページをお願いいたします。

上から4項目目になりますけれども、昨年4月26日に、通算で35回目となる臨水審が12年ぶりに開催されました。その後、昨年7月5日と11月15日、それから、先週6月27日に開催されております。

ことしに入ってから動きにつきましては、3ページをお願いします。2項目目になります。

本年2月18日に、公健法に基づく障害補償費の支給に係る運用についての通知が、環境省から発出されました。

また、3項目目になりますが、3月29日に

は、県の認定審査会を開催し、会長、副会長の選任を行ったところです。

以上が主な経緯のポイントであります。

次に、2の認定業務の状況ですが、(3)のところをお願いいたします。

県の認定審査会については、国の不服審査会の裁決内容と臨水審での審査の双方を見きわめた上で、県としての審査諮問の判断をすることとしており、いつでも開催できるよう審査の前提となる疫学調査や検診を進めております。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてですが、現在、国、県及びチッソを被告とする国家賠償等請求訴訟が5件、水俣病認定基準通知の差しとめ等に係る行政訴訟が3件、計8件の裁判が提起されております。

資料5ページからの一覧表に、それぞれの裁判を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

いずれの訴訟におきましても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上でございます。

○家入環境政策課長 資料の4ページをお願いいたします。

4のチッソ株式会社の平成26年度決算の概要について御説明させていただきます。

去る5月にチッソの平成26年度決算が発表されました。主力である液晶分野において、液晶テレビの大型化や、スマートフォン等、中小型用途の需要の伸びに伴い、販売が増加するとともに、円安による為替差益が発生した結果、経常利益が前年度を上回る約103億円となりました。

平成12年度から実施されているチッソ金融支援抜本策における経常利益の目標額53.2億円をクリアしており、患者補償金の支払いに支障のない水準が確保されております。

なお、平成27年度の業績予想につきまして

は、140億円の経常利益が予想されております。

資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

チッソの決算確定に伴い、金融支援抜本策のルールに基づき試算した今年度の支援措置額となっております。

ポイントを説明させていただきます。

まず、9ページの参考2の図の右側をごらんいただきたいと思っております。

今年度のチッソの経常利益の配分図でございます。

国の関係機関等で構成しますチッソ金融支援連絡会議で申し合わせましたルールに基づき、患者補償費、租税公課、内部留保を除いた今年度のチッソからの公的債務返済見込み額は、中ほどの黒い部分になりますが、37.1億円です。

8ページの参考1をごらんいただきたいと思っております。

金融支援措置の仕組みを図にしたものですが、ただいま申し上げた返済見込み額37.1億円が、図の右側の3つの矢印の一番上の矢印の⑥可能な範囲で返済と記載している部分に当たります。

一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の償還額が、左側の二重線で囲った部分(ア)の66.5億円になります。

(ア)の66.5億円から、⑥の37.1億円を差し引いた29.4億円に対し、抜本支援策に基づきまして、8割を国庫補助金、2割を特別県債で充当することとされております。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金が100%交付税措置されております。

以上でございます。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の10ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の

環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

まず、1の水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨でございますが、平成13年に策定いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から環境状況を把握することとしております。

(2)の調査項目でございますが、水質、底質、地下水、魚類、動物プランクトンの5項目について、年間を通じて調査しております。

(3)に調査結果を記載しておりますが、水質及び地下水ともに総水銀は検出されておらず、底質につきましても、3地点とも暫定除去基準値である25ppmを下回っております。魚類につきましても、カサゴ、ササノハベラの2魚種ともに魚介類の水銀の暫定的規制値以下でございました。

11ページをお願いいたします。

動物プランクトンの総水銀値につきましては、例年並みの結果であり、問題のない数値でございました。

今年度も、引き続き同様の調査を実施する予定としております。

なお、参考といたしまして、ページの下半分には調査地点を示した地図をつけております。

次に、12ページをお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当いたしております、水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づき、毎年実施されているものでございます。

調査内容と結果でございますが、わかりやすいように下にある航空写真をごらんいただきながら御説明をしたいと思います。

まず、水質調査の1でございますが、白い丸印で示しておりますところございませ

て、埋立護岸の前面6地点の海水調査では、水銀は検出されておられません。

次に、埋立地地盤調査でございますが、写真の赤色と黄色で着色しているところが埋立地部分となっております。地盤の標高を測量し、従来の測定値と比較しながら、地盤の変動状況を観察しているものでございますが、地盤の異常な沈下、陥没等は見られませんでした。

次に、構造物の変状調査でございます。

写真の中で水色の線で示しました部分でございます。護岸、岸壁、3つの排水路を対象に調査が行われております。各施設とも構造に影響を及ぼすような変状は確認されておられません。

今後も、経過観察を行いながら、計画的に補修を行い、埋立地の管理に万全を期されるものと考えております。

引き続き、報告事項の13ページをお願いいたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等の平成26年度の結果について御報告いたします。環境調査、行政調査、事業者による自主調査の3つに分けて御報告いたします。

まず、1の環境調査でございます。いわゆる一般環境の状況を調査しております。

調査は、県内を4ブロックに分け、ローリングして調査を行っております、平成26年度は、主に菊池・阿蘇・上益城地域を調査しております。

調査の種類といたしましては、大気環境調査、地下水質調査、公共用水域水質・底質調査並びに土壌調査を行っております。

結果は、全て環境基準値以下でございました。個別の結果につきましては、15ページから16ページの表に示しております。

次に、14ページをお願いいたします。

2の行政検査結果でございますが、法に基づく基準適合状況を把握するため、特定工場

からの排出ガスや排水等の調査を実施しております。延べ14施設の調査のうち、1施設で排出基準を超過していたため、改善命令を行い、改善対策の完了後に基準を下回ったことを確認しております。また、ばいじん、燃え殻につきましては、施設延べ18検体の調査を実施した結果、2施設で、ばいじんが特別管理産業廃棄物に該当したため、指導の上、適正に処理されたことを確認しております。

3の法定自己検査結果でございます。

これは、法に基づきまして、特定施設の設置者等に年1回以上の自己検査の実施が義務づけられておるものでございますが、その実施状況について調査を行っているものでございます。

平成26年度末現在の自己検査実施義務対象施設は137施設でございます。検査を実施したものは、そのうち124施設であり、1施設を除きまして、全て排出基準値以下でございます。超過しました1施設は、改善対策を完了しております。

なお、未実施が13施設ありますが、そのうち12施設が年間を通じて休止中でありまして、調査対象外になっております。残る1施設につきましては、自己検査の速やかな実施を指導し、本年4月の検査の結果、排出ガス、ばいじん、焼却灰ともに基準値以下であることを確認しております。

環境保全課は以上でございます。

○奥菌商工政策課長 商工政策課でございます。

報告事項の商工観光労働部の冊子のほう、1ページをお開きいただきたいと思っております。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組みについて御報告いたします。

この条例は、議員提案で昨年12月に改正をいただいたものでございます。本県の中小企業振興対策の基本となるものでございます。

最初に、平成26年度取り組みの成果につい

て御報告いたします。

まず、条例の周知、受注機会の増大等につきましては、条例の周知活動とともに、県がみずから発注する工事、物品、役務に対しまして、受注機会の増大に取り組んでおり、近直の数字で約86%の率を確保しておりますところでございます。

2ページをお願いいたします。

中小企業振興に関する基本方針に沿って実施いたしました施策を整理しております。

1番目に、産業の高付加価値化及び新たな産業の創出の促進を初めといたしまして、11の柱立てで各種取り組みを進めておりますけれども、長くなりますので、詳細については省略させていただきます。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

小規模企業振興に関する基本方針に基づく取り組みで、この部分が昨年の改正で新規に加わったものでございます。

小規模企業と申しますのは、改めて申しますものでございますけれども、中小企業数が、従業員数が製造業で20人以下、商業、サービス業では5人以下の企業を申します。本県では、約87%の事業所がこの小規模企業でございまして、地域経済を支えているものでございます。ここでは、4つの柱立てで各事業を整理しているところでございます。

11ページをお願いいたします。

26年度事業を踏まえまして、小規模事業者支援の強化、それから人材育成・確保、付加価値創造力の強化と、3つの課題があるというところで総括をしております。

12ページをお願いいたします。

ただいま申しました課題を踏まえまして、平成27年度の主な新規、拡充等の事業をまとめております。

まず、1番目の小規模企業に対する支援の強化につきましては、先般の改正を踏まえまして、小規模企業により特化した対策を打ち

出したところでございます。まだ緒についたばかりの段階でございます。

本年度は、さらに充実させたものにするため、小規模事業者等経営力強化支援事業等の拡充によりまして、創業や事業承継、経営力強化を図るなどの取り組みを進めてまいります。

次に、2番目の人材育成・確保に係る施策の強化でございます。

現在、有効求人倍率が高い水準で推移しておりますけれども、反面、中小企業にとりましては、人手を確保する面では極めて厳しい状況が続いているところでございます。人材育成、確保が大きな課題となっております。

このため、新規事業といたしまして、熊本県ブライツ企業推進事業など新規事業を立ち上げまして、従業員の労働環境や処遇の向上を図ることで、県内企業の人材確保につながるよう支援をしております。

14ページをお願いいたします。

3の付加価値創造力に係る施策の強化でございます。

中小企業が厳しい環境を生き抜くためには、小さくてもきらりと光るような技術とかサービスが大きな武器になります。下請体質から脱却して、自社で付加価値を出せるような企業に変革することが大きな課題となっております。

このため、リーディング企業育成支援事業で新たに海外展開支援を加えるなど、重点化した取り組みを実施することにしております。また、医療・福祉関連など、新たな産業分野への進出につきましても支援をしております。

その他、主な新規事業につきましては、以下にまとめさせていただいております。

16ページ以降につきましては、昨年度と今年度の取り組み一覧を取りまとめております。詳細については、こちらをごらんいただきたいと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

同じく資料の42ページをお願いいたします。

今年度の緊急雇用創出基金事業の取り組みについて御説明いたします。

上段の県事業分でございますが、今年度の事業は、昨年度から継続しております地域人づくり事業を実施中でございます。

この事業には、主に失業者向けの雇用拡大プロセスと在職者向けの処遇改善プロセス、2つのメニューがございます。求職者に対する説明会やセミナーなどを行いますこの雇用拡大プロセス、17の事業で110人の雇用創出、100人の就業支援を予定しております。また、在職者に対する処遇改善プロセスについては、9事業で1,055の事業所に対して事業を実施する予定でございます。

市町村事業につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

それと、参考として、中段から下ですが、これまでの基金事業の実施状況を記載しております。

これまでの積立額、合計で、右端の欄になりますが、222億円余、今年度までの執行見込み額、真ん中の表ですが、218億円余となっております。雇用数につきましては、累計で、雇用創出2万2,000人余り、地域人づくり事業による就業支援者数は850人、支援対象事業所数は2,360と見込んでおります。

平成20年のリーマン・ショックを契機として本事業は実施されておりますが、雇用情勢が大きく改善したことから、今年度の事業をもって基金事業を終了することとなっております。

労働雇用課の説明は以上でございます。

○磯田国際課長 資料43ページをお願いします。

インドネシアでの知事トップセールスにつきまして、国際課からまとめて御報告させていただきます。

知事が、本県経済界とともに、現地観光事業者への観光PRやインドネシアと本県経済界との交流促進などを目的に、インドネシアのジャカルタとバリを訪問いたしました。

期間は、5月31日から6月4日までの5日間で、経費は約700万円で行いました。主な参加者は、県、熊本インドネシア友好協会、県内経済界、大学関係者などで行います。

スケジュールは、記載しておりますとおりでございますが、主な行事につきまして、次ページ、44ページにて写真とともに御説明させていただきます。

最上段、インドネシアバドミントン協会会長との意見交換会で行います。

県側から、本県バドミントンの歴史やスポーツキャンプに際しての施設ホスピタリティー等に関するプレゼンテーションを行い、インドネシアとのつながりや本県の受け入れ環境における優位性をアピールしております。

2つ目は、インドネシアの旅行会社やメディアの方々に熊本の観光の見どころを紹介する観光セミナーで行います。現地旅行会社14社、現地メディア6社が参加いたします。

3つ目は、現地経済界等との交流会で行います。

交流会には、県側から、経済団体や大学の代表の方々など総勢100名で、官民上げて熊本の魅力をPRしてまいっております。写真のジャカルタでの交流会には、インドネシア地元からも、自治体、観光・マスコミ関係者など約100名が参加し、交流を深めました。

最後は、バリ州知事への表敬訪問でござい

ます。

両知事から、それぞれの地域の魅力につきましてプレゼンを行い、その後意見交換を行いました。その際、バリ州知事から、両地域が将来に向けて友好関係を深めていくことを提案され、蒲島知事も同意したところでございます。

今後、観光などを中心に、両地域にとってメリットとなるような交流を一步ずつ進めていきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○福島企業局次長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の資料の1ページをお願いいたします。

荒瀬ダム撤去に関する取り組み状況について御報告いたします。

まず、1、平成26年度の工事の状況でございます。

中段の図をごらんください。

この図は、上流部から見た図になっております。昨年度、26年度は、図で黒く示しました①から③の部分を撤去しており、計画していた工事を予定どおりに完了いたしました。

下段の写真は、平成26年度実施いたしました本体みお筋部の制御発破の施工状況です。このような発破を昨年度は16回実施いたしまして、みお筋部を撤去いたしております。

2ページをお願いいたします。

上段の写真は、現在の状況でございます。

平成27年3月に、みお筋部を開放し、ごらんのとおりダムの上下流の流れが自然につながりました。

続きまして、2の平成27年度工事の予定です。

中段の図をごらんください。

今年度は、赤で示しました①管理橋を5径間、②門柱を5基撤去する予定でございます。なお、③の水位低下ゲートについては、4月に撤去済みでございます。

下段の写真は、今年度工事が終わった後のイメージ写真になっております。来年の3月には、門柱等の撤去が終わり、このような状況になっている予定です。

今後とも、引き続き安全や環境に十分配慮して、荒瀬ダム撤去を確実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平井審査調整課長 審査調整課でございます。

労使紛争の申し立て状況について御報告いたします。

お手元の労働委員会事務局資料1ページをお願いします。

平成26年度の状況でございますが、労働組合からの不当労働行為救済申し立て、それから、労働組合と使用者との間の紛争の調整、集団あっせんと言っております。これらにつきましては、該当がございませんでした。

また、労働者個人と使用者との間の紛争のあっせん、個別あっせんと言っております。これは、年度内に11件の申請がありまして、10件を処理いたしております。そのうち4件が解決に至っております。また、平成27年度に繰り越した1件も解決しております。

次に、個別あっせん申請の内容でございますが、未払い賃金等に関するものが4件、解雇問題が3件、パワハラが2件、退職と配置転換が各1件となっております。

2ページをお願いします。

紛争解決申し立て件数の推移でございます。

全体として、平成20年に発生しましたリーマン・ショックの翌年から3年程度件数が多い傾向がございましたが、景気の回復とともに次第に減少に転じております。

また、最近の傾向として、労働組合が申し立てる不当労働行為事件、あるいは労働組合

と使用者を対象とした集団あっせんの件数が減少しておりますが、これは労働組合の組織率低下などが原因と考えられておまして、東京や大阪など一部の大都市圏を除き、全国的な傾向となっております。

以上、労働委員会の報告事項でございます。よろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 荒瀬ダムの撤去は随分進んでいるようなんですけども、環境変化というのは、何か目に見えたものがあるんでしょうか、数値的に。

○福島企業局次長 現在、フォローアップ専門委員会のほうで調査を行っておりますけれども、具体的には、やっぱり上流部に、石に藻が付き始めたとか、それを魚がついばんだ跡があったりとか、あと、見えるところでは、支流になりますけれども、百済来川あたりで釣りをしている人が出てきているみたいな形で、植生にしろ、動物関係にしろ、環境復元といいますか、生物の多様化が進んでいる状態でございます。

○西岡勝成委員 アユの遡上とか、そういうのはどうなんですか。

○福島企業局次長 話によりますと、先ほど申しました釣り人はアユを釣ったという話でございますけれども、企業局で直接確認はまだできておりません。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 水俣病の状況を聞かせていただきまして、臨水審がこれまで開催をされて

おりますが、要は、5月末で、もう認定申請件数が1,082件ということで、6月末はまだふえているでしょうけれども、なかなか認定審査が進んでいないと。臨水審もやられてますけれども、時期を見てますと、やっぱり半年に1回ぐらいのペースですよ。

熊本県の認定審査会が、まだこの状況を見きわめているんですか。もうそろそろやっぱり県としてもやっていかなければ、もうずっと認定申請者の滞留がふえていくばかりですから、その辺の見きわめはいかがでしょうか。

○藤本水俣病審査課長 まさに私先ほど説明しましたとおり、臨水審の状況とそれから国の不服審査会の裁決の状況を見きわめた上でということ、冒頭部長も申し上げたとおりでございますけれども、臨水審のほうは、今鎌田委員のほうからお話がありましたように、これまで4回開催されているうち3回の審査がありまして、23件の審査が一応積み上がっております。

ただ、一方、国の不服審査会のほうが、一昨年の10月以降、まだ新たな裁決が出ておりませんで、冒頭申し上げました2つのことを見きわめた上でという状況でございますので、まだまだちょっと再開というところまでには至ってないという状況であります。というところが現状でございます。

○鎌田聡委員 現状はそういうことでしょうかけれども、国の臨水審に求めているのが31件で、23件ということで、3分の2以上は大体もう終わっている状況なんですね。臨水審の状況というのは、大体もう見きわめができていますし、あと、不服審査会の状況がわからないということがありますけれども、やっぱり県は県としての責任があるわけですから、早くどこかの時点で認定審査会を再開しなければ、どんどん県の不作為

が問われますから、現段階ではもう少しということでもありますけれども、一日も早く再開していただいて、ぜひ待ってらっしゃる方の救済を急いでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤本水俣病審査課長 ありがとうございます。

全く県もそのような認識であります。ということでありまして、いつでも再開できるように、審査の前提となる疫学調査ですとか検診、これはなかなか時間かかりますけれども、着実に進めるよう努力しております。審査に備えて今頑張っているところでございます。

○鎌田聡委員 その備えての疫学調査と検診が、今どのくらい終わっている、1,000何件のどのくらい終わっているのでしょうか。

○藤本水俣病審査課長 疫学調査につきましては、昨年ですけれども、約160件程度の調査は終わっております。トータルでいきますと、もう少し数が多いございますけれども、疫学調査のほうも、なかなか、認定申請者の方々から1時間から2時間程度お話を聞くような状況でして、御負担もおかけしますので、相手とのアポイントをとりながら、一件一件やっているところでございますけれども、できるだけ積み上げられるように頑張っているところでございます。

それから、検診のほうも、ちょっと細かく申し上げますと、検診には、耳鼻科と眼科の機械の検査と、それからエックス線と尿検査、それから耳鼻科と眼科と神経内科の医師の診察をしなければなりません。これを全部していただくだけでも、かなり認定申請者の方には御負担をかけるわけですがけれども、それを一個ずつまたアポイントをとって入れていく作業もございますので、なかなか一件一

件進むのが難しい状況ではありますけれども、昨年度は、トータルで全て終わった方が70件程度はいる状況でございます。

今、それをどんどん積み上げるように、努力しているところでございまして、さらに頑張っていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 大体1年で、この検診は70件ぐらいがもうアップーなんですか、今の状況で。

○藤本水俣病審査課長 現状が、認定審査がとまっている状態でもございますので、なかなか申請者の方々に今の状況を説明して積極的に受けていただけない場合もございまして、今がアップーかと言われると、そうじゃないというふうに思っております、認定審査会が開いた暁には、さらに計画を立てて、検診、疫学調査の数は伸ばしていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 なかなか体制つくるのも大変だと思うんですね。ですから、そういう意味からも、やっぱり認定審査会を少しでも前に動かすようなところを見せて対応していかないと、やっぱり1,080何件の方々の全て検診とか疫学調査をやっていくのも、これも時間がかかる作業ですから、ぜひそういった意味での対応も急いでいただきたいということをお願いしたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 それと、もう一点いいですか。どうも済みません。

水俣湾の埋立地の環境調査の結果ということで、10ページ、11ページで御報告いただきましたが、これは、状況的には暫定規制値を超えてなかったということでありましたけれど

ども、6月28日の熊日新聞では、水俣湾の規制値、カサゴが規制値2倍を超えていたという環境省の調査が明らかになって、健康には影響はないということでありましたけれども、これとこの県の調査との違いというのは何なんでしょうか。

○川越環境保全課長 魚類の水銀値の判断につきましては、国が定めた検査方法というのがございまして、その検査方法によりまして、基本的にカサゴ10匹以上を1検体といたしまして、その1検体を10検体つくるというように形で分析をして、その平均値をとるということになっております。

新聞に載っておりました国水研の発表につきましては、湾内、湾外ともに80数匹だというふうに記載してあったかと思っておりますけれども、そういう形での調査ではないといえますか、比較が国が定めた方法とサンプリングの方法が違うというような形で分析をしてあるというふうに感じております。

我々県のほうといたしましては、県は公定法に基づきまして適正な調査をしており、県の結果は、ここに書いておりますように、カサゴの総水銀で0.29、ササノハベラで0.20という結果であったということでございます。

○鎌田聡委員 サンプリングが違えば、やっぱり違って来るんですね。実際、国水研のやり方では、0.4の2倍を超すカサゴが確認されたと、これも事実なんですよ。

○川越環境保全課長 その結果は、そのうちの1匹がそういう数値が出たというふうに理解しております。あくまでも、判断をする際には、国が定めた方法に基づいた平均値ということで、我々のほう判断しておりますので、その1匹が出たからといって全てが出るということではないと理解しております。

○鎌田聡委員 出たのは事実でありますから、なぜなのかということは、やっぱりぜひこれは調べていただきたいと思えますけれども、国と県とサンプリングのやり方が違うから出たということで、いずれにしろ健康に影響ないということはコメント書いてありますけれども、それはそれとして受けとめたいんですけれども、やっぱりそういった事実は事実として出てますから、少し問題意識を国も県も持っていただけたほうがいいんじゃないかなと思えますけれども、追跡調査、県は県として多分されないとは思いますが、少しそういった問題認識だけは持つっていただきたいなと思えますけれども、いかがですかね。

○川越環境保全課長 カサゴも、ものによっては、そういうふうによく出るといふやつがあるというのは重々承知しております。あくまでも平均値という形で整理を県はしておるといふところでございますので、その辺個体差によるものというふうには理解しておるところでございます。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。

○田代国広委員長 ほかにその他で何かございませんか。

○鎌田聡委員 済みません。これもちょっとお尋ねですけれども、以前ちょっと確認もさせていただきましたけれども、沖縄の辺野古に土砂を天草のほうから持っていくということでありまして、お伺いしたら、廃土ということで、それだから県として、そこに対して何か待ったをかけるとか、それができないというお話でありましたけれども、実際のところ、もう掘った後の廃土なのかどうかという確認をちょっともう一回させて……。

○古森産業支援課長 鎌田委員からの御質問でございますが、新聞に掲載されておりました天草の御所浦の廃土につきましては、私どものほうでも現地を確認させていただきました。それにつきましては、採石を行った後に出た廃土として堆積されているという現地確認はしております。

以上です。

○鎌田聡委員 ある方が見に行ったら、ちょっと300万トンはないんじゃないかなと、積んであるのがですね。そういった話もありますけれども、それはもう間違いなく廃土ということで確認してよろしいですか。

○古森産業支援課長 これにつきましては、離島でございますので、岩石を採取した後の廃土を外に出すことがずっとできない状況で、非常に大量に積んでおります。ですから、余りに大量ですので、これが災害上問題がないような形にということで、ベンチカットにして積んでありますので、もしかしましたら、一般の方から見ますと、それが廃土ではなく、まだ今から切る切り羽の状況のように見られたかもしれません。それにつきましては、私どもも現地を確認しまして、業者にもお尋ねしまして、数字的にミリミリ正確というわけではありませんが、うちの内部でも確認しましたが、大体その程度の量が廃土として積んであるというふうにご考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして、第2回経済

環境常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長